
起業社会に対応した中小企業法制・会計政策の研究

16530056

平成16年度～平成18年度科学研究費補助金
(基盤研究(C)) 研究成果報告書

平成19年3月

研究代表者 松原 正至

広島大学大学院社会科学研究科助教授

広島大学図書

0100453551



<はしがき>

本報告書は、平成 16 年度～平成 18 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「起業社会に対応した中小企業法制・会計政策の研究」につき、その成果を公表するものである。その内容は、主として、下記に掲げた研究発表から構成されている。

研究組織

研究代表者 : 松原正至 (広島大学大学院社会科学部助教授)

研究分担者 : なし

交付決定額（配分額）

(金額合計：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 16 年度	1,300,000	0	1,300,000
平成 17 年度	1,000,000	0	1,000,000
平成 18 年度	700,000	0	700,000
総計	3,000,000	0	3,000,000

研究発表

(1) 学会誌等

- ・松原正至、「会計参与と中小企業の会計」、広島法学、31 巻 4 号、印刷中、2007 年

(2) 口頭発表

- ・松原正至、「起業の促進と中小会社の会計への信頼の確保について」、神戸大学商法研究会、2006 年 3 月 10 日
- ・松原正至、「会計参与と中小企業の会計」、神戸大学商法研究会、2007 年 3 月 9 日

(3) 出版物

- ・高橋弘・後藤紀一・辻秀典・田邊誠・松原正至他編、『現代民事法改革の動向Ⅱ』、成文堂、2005 年 10 月 1 日

研究成果による工業所有権の出願・取得状況

該当なし。

広島大学図書
0100453551




<目次>

序論 はじめに

第一部 計算書類の公告義務と中小企業の会計

- 一 はじめに
- 二 中小企業における商法上の公告制度の意義
- 三 「中小企業の会計」 - その意義について
- 四 株式会社・有限会社制度の新たな流れ - いわゆる一円会社の影響
- 五 中小企業の公告義務と会社法の現代化 - その問題点
- 六 英国の中小企業政策と会社法の現代化 - 中小企業の決算書類開示に関して
- 七 おわりに

第二部 起業と会社法制 -起業の促進と中小会社の会計への信頼の確保-

- 一 はじめに - 最低資本金規制の撤廃
- 二 決算公告の義務化
- 三 会計参与制度
- 四 中小企業の会計基準
- 五 「中小企業の会計」と金融機関の対応
- 六 おわりに

第三部 会計参与と中小企業の会計

- 一 はじめに
- 二 中小企業の会計に関する指針
- 三 会計参与の設置
- 四 会計参与の行動指針
- 五 おわりに - 今後の検討課題

結語 総括とこれからの課題

序論 はじめに

本報告書は、平成 16 年度～平成 18 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「起業社会に対応した中小企業法制・会計政策の研究」につき、その成果を公表するものである。

まず、本研究においては、各年度ごとの課題ならびに成果は次の通りである。

① 平成 16 年度

主として、わが国の中小企業政策および会計政策についての調査・検討を行った。ここでは、中小企業会計基準の普及について、金融庁が行っているリレーションシップバンキング施策がその成否に大きな影響を有していることが理解できた。すなわち、一部の銀行がリレーションシップバンキングの実践として、中小企業向け無担保融資を行う際に、中小企業会計基準に沿って作成された計算書類を提出した企業に対しては金利を安くする等の政策がとられているのである。したがって、実務上、中小企業会計基準それ自体がまさに会計基準としての位置づけを得られつつあることを意味する。さらに、会社法の現代化作業に伴い、2005 年度中にも成立することとなった商法改正（会社法の改正）によって、新たに会計参与という機関の新設が認められることとなった。したがって、中小企業に会計参与が設置された場合には、計算書類の作成についてこれまで以上の信頼性が要求されることになり、その核として中小企業会計基準がより精査されることとなり、中小企業にふさわしい会計基準がより高い精度で完成されることが期待される。

また、商法改正では資本金規制が撤廃されることとなり、従来にもまして起業が容易になることが予想される。特に資本金の裏付けがない会社にあつては、債権者保護のためには計算書類の公告が必要不可欠であり、インターネット公告が認められている現在にあつては、公告義務の履行は制度的にも必ず確保されなければならないと考える。加えて、計算書類の作成の際にも準拠すべき会計基準として中小企業会計基準を採用すれば、計算書類の正確性や比較可能性が飛躍的に高まると思われる。

② 平成17年度

平成16年度に得られた成果をもとに、平成17年度は英国の制度との比較検討を行った。

具体的には、以下の通りである。

- ・ 英国の貿易産業省（通称D T I）にて進められている会社法制の改革についての資料を入手するとともに、Think Small First の政策の実効性を検証した。
- ・ 同時に、わが国の登記所に該当する Company House にて中小企業にかかる会計開示の現状を調査した。これら2点については、英国のロンドンにおいて10日間滞在することで実施した。
- ・ 在外研究の際に滞在したリーズメトロポリタン大学にて Tim Birtwistle 教授のもと、英国における中小企業・会計政策に関する立法資料を入手するとともに、関連する研究会に参加させていただき、情報を得た。これは英国のリーズにて5日間滞在することで実施した。

また、平成17年には会社法の成立があり、会計参与の制度が導入されたほか、中小企業に関する会計基準の統一化、さらにはリレーションシップバンキングのさらなる強化がなされた。そして、これらの制度は英国において既に実現されている制度とかなり近似のものであることが認められた。なかでも、会社法の改正にあっては、閉鎖的な小規模会社を起点にして制度設計していること、中小企業向けの会計基準を整備していることが特に該当する。

さらに英国のカンパニーハウスにおける情報の一元管理のあり方が、わが国の会社情報開示の制度を検討するに当たって示唆に富むことが理解できた。すなわち、会社登記所制度をわが国でも構築するべきではないか、との方向性が認識できた。

③ 平成18年度

平成17年には会社法の成立があり、会計参与の制度が導入されたほか、中小企業に関する会計基準の統一化、さらにはリレーションシップバンキングのさらなる強化がなされた。今年度は、特にこれらの実効性の検証について検討を行った。

中小企業会計基準の公表ならびに会計参与制度の導入は、本研究開始時点では想定されていなかったことであり、むしろ英国法の検討を踏まえての立法論を展開する予定であった。ところがわが国の制度がいち早く動き出したことから、中小企業に適合した会

計制度はどうあるべきかについて実務的な検討を広く行うこととした。

前年度に調査・研究した英国法制度についてはその整理を進めているところであるが、上記のような事情から、まずはわが国の制度を整理した後に、さらに示唆を与えられるべきところとして英国の制度を紹介することを今後の予定とする。

また前年度の調査で得られた英国のカンパニーハウスにおける情報の一元管理のあり方が、わが国の会社情報開示の制度を検討するに当たって示唆に富むことが理解できた。そして前年度では、会社登記所制度をわが国でも構築するべきではないか、との方向性が認識できた。本年度の研究により、このことは新しい会社法制度の下ではより説得力をもって主張することができるとの確信を得ることができた。

以上のような成果を踏まえ、最終年度となった本年度は、起業社会といわれる現代に対応した中小企業法制ならびに会計政策について、新しい会社法の下でどうあるべきかについて一定の問題点を提唱することができたと思う。

以下、第一部では本研究の導入部ともいえるべき問題点を明らかにし、第二部・第三部においてそれぞれの問題点の展開等について検証する。

なお、第二部は、高橋弘他編『民事法改革の動向Ⅱ』（成文堂、2005年）に掲載した論文について注釈部分を加えて、より正確な形で記述を新たにしたものであり、第三部は、拙稿「会計参与と中小企業の会計」広島法学 34 巻 4 号 2007 年（掲載予定（印刷中））を再掲載したものである。

第一部 計算書類の公告義務と中小企業の会計

- 一 はじめに
- 二 中小企業における商法上の公告制度の意義
- 三 「中小企業の会計」 － その意義について
- 四 株式会社・有限会社制度の新たな流れ － いわゆる一円会社の影響
- 五 中小企業の公告義務と会社法の現代化 － その問題点
- 六 英国の中小企業政策と会社法の現代化 － 中小企業の決算書類開示に関して
- 七 おわりに

一 はじめに

すべての株式会社は貸借対照表またはその要旨を公告しなければならず（商法二八三条四項）、その公告は官報または時事に関する日刊新聞紙にこれを掲げて行わなければならないが（同法一六六条五項）、二〇〇一年の商法改正により、インターネットにて公開する場合には官報または新聞による公告をしなくともよいこととなった（同法二八三条五項）。

インターネット上での計算書類の公開が認められるようになった背景には、官報または日刊新聞による計算書類の公開が中小企業の九割以上で行われておらず、また、中小企業は取引の範囲が限定的であり、公告の効果の割にはコストが高いこと等がいわれていた⁽¹⁾。

公告の効果については後章で紹介するように賛否さまざまに言われているが、少なくともコストの面については従来から言われていたことが妥当しない状況になってきたともいえる。たとえば、全国中小企業団体中央会ではホームページを用いての中小企業情報の公開支援を行っており、これを利用すれば貸借対照表の掲載を年間一件あたり一万円で行うことが可能となっている⁽²⁾。コストの面ではそのハードルは格段に低くなってきたのである。

制度的にはこれまでも公告を行わないことについて罰則が設けられてはいるが（商法四九八条一項二号参照）、実際には公告をしないことが半ば公然であったために機能していなかった。しかし、インターネット公告の導入により、商法上の原則に立ちかえて、開示をしないことについて当然に責任を問われることになりかねない状況になったともいえる⁽³⁾。

このような法的に不安定な状況は早急に改善されなければならないことは明らかであろう。たとえば、中小企業における計算書類の公告の意義・効果を再検討し、かりに商法上の公告には意義がないとの結論に達すれば一律に公告しないことを違法とする現在の法制度を改めるべきであるし、また反対に、何らかの意義が認められるとすれば、少なくとも現行法制度を維持するとしても、その意義が達成されるような公告が行われる制度にすべきだともいえる。

前者の考え方に関しては、そもそも現行の商法の制度が大規模な公開会社を念頭に置いたものであるために、数の上では圧倒的多数が存在する中小企業の実態やニーズが反映されていないとの従来からの批判が該当しよう（なお、有限会社法には計算書類の公告義務が課せられていないこともその一例であろう）。このような問題は今に始まったことではないが、バブル崩壊後のベンチャー企業支援ブームともいうべき流れが追い風となって、現在では中小企業のニーズにあった商法改正議論が活発になされている。中小企業における計算書類の公告の意義・効果についても例外ではなく、検討の俎上にあがっている。

また、後者の考え方に関しては、中小企業の身の丈にあった会計のあり方について議論されているところである。以下では、これら二つの大きな動きの中で、中小企業の計算書類の公告のあり方について、商法上どうあるべきかについて検討していくこととする。

二 中小企業における商法上の公告制度の意義

二〇〇三年五月、中小企業政策審議会企業制度部会は、「中小企業政策の視点からの新しい会社法制のあり方について」と題する報告書（以下、「中政審報告書」という。）をまとめ、提言として公表した⁽⁴⁾。これは、二〇〇一年一月に公表された「中

小企業政策の視点からの商法改正について」と題する提言において言及された商法改正に関する論点のうち、未だ実現に至っていない論点があること、さらには、この提言において中長期的な課題として、有限会社と非公開の株式会社の実体が近づいていることに鑑みて、中小企業の実体に即した新たな会社法制の検討を行うべきとしていること等をふまえ、改めて中小企業の立場からの商法改正について検討したものである。

本報告書では、まず検討の視点として、①会社法の中で、すべての会社が従うべき基本的な法制度としての規制内容を明確にした上で、成長する中小企業がその時々の実態・成長段階に応じて、最も適した運営ルールを選択できるようにすべきであること、②現行会社法制は、所有と経営が分離した公開会社を念頭においており、会社法制を譲渡制限会社の実態に即して見直していくことが必要であること、③見直しの際には、会社法の個々の規定の目的に応じて検討することが必要であること、④会社法制は、成長を目指す中小企業が、必要最低限のルールを満たした上で、積極的に情報開示することや監査などの面においてより整備されたコーポレートガバナンスの仕組みを選択できるような制度とすることが必要であること、などを明記している。

この報告書においては、「計算書類の公告」と題する検討課題において、計算書類の公告義務について有効性を検証し、義務の必要性を含め見直すべきであるとする。まず現行制度の趣旨として、株式会社の公告義務の趣旨は、有限責任の制度的裏付けとして、新たに会社と取引しようとする相手方に会社の財務状態を知る手段を提供し、調査にかかる取引コストを削減することであり、有限会社に公告義務が課されていないのは、有限会社の非公開性を考慮して開示手続を緩和したものであるとする。そして見直しの方向性として、法制度としての公告義務の有効性について十分検証していく必要があり、法律による罰則付きの義務により強制する必要性も含めて、見直しをすべきであるとする。加えて、有限会社については、多くの株式会社が公告を行っていない現状を鑑みて、これまで通り公告義務を課すべきでないとする。このような結論に至った理由として、①現状では9割以上の会社が計算書類の公告を実施していないと言われており、中小企業にとって公告の実益が感じられないこと、②公告の利用者は主にまだ新たに取引に入っていない中小企業であると考えられ（金融機関や大手取引先は中小企業から直接財務情報を入手しうるため）、その信用判断の実態は経営

者個人の信用度など公告でもたらされる情報以外の情報であること、③中小企業の経営者の考え方として、経営上の必要性和無関係に財務情報を公開することには、実益を感じられないというのが実態であり、さらに、競争相手に財務情報を知られることなどに強く不安を感じていることをあげている。

「中政審報告書」では、以上のようにすべての中小企業について公告義務を課すことについては懐疑的な立場をとる一方で、中小企業の財務情報の開示は、市場の要請としてこれまで以上に求められるようになっていくとして、中小企業の側が積極的に公告することには積極的に賛成している。これについては次章で述べる中小企業の会計基準のところでも検討する。

「中政審報告書」が中小企業の視点からの商法改正事項を検討しているのに対し、法制審議会の会社法（現代化関係）部会は、複雑化しているわが国の会社法制の全体的な整合性を図って分かりやすくするとともに、現代社会により一層対応したものに改善するため等を目的に、二〇〇三年一〇月に「会社法制の現代化に関する要綱試案」（以下、「要綱試案」という）を公表した。なお、これに合わせて法務省民事局参事官室から「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」（以下、「補足説明」という）も公表されている⁵⁾。

「要綱試案」では、まず総論として、株式会社・有限会社の両会社類型にかかる規律の一体化を図り、両会社類型を一つの会社類型として規律する方向で検討するとの方針を明らかにしている。そして、いわゆる閉鎖会社である譲渡制限株式会社については現行の有限会社法の制度の選択を認めるとしている。

そして、開示・監査関係にかかる改正検討事項として、決算公告についても触れており、そこでは次の a 案から e 案までの五案が公表されている。

- a 案 株式会社・有限会社のすべてについて、決算公告を義務づけるものとする。
- b 案 現行制度に準じ、一定の範囲の会社について、義務づけるものとする。
- c 案 会計監査人による会計監査を受ける会社について、義務づけるものとする。
- d 案 会計監査人の設置が義務付けられる大会社について、義務づけるものとする。
- e 案 義務づけを廃止する。

決算公告について現行法の制度以外に、義務づけを行わないとする案が出されている背景について、「補足説明」では、現実には極めて多くの会社が公告義務を遵守し

ていないことや、中小企業の信用は現実に供される担保・保証、取引関係者間での評判、債権者による実際の会計帳簿等の調査等により維持されており、情報も少なく、監査も受けていない数値が掲載されるに過ぎない決算公告は信用維持に寄与する度合いは少ないという現実がある一方、財務内容を広く開示することにより被る事業者の不利益（例えば、利益を計上していることを理由に取引相手から値下げを要求される、逆に利益を計上していないことを理由に現金収支には問題のない会社であっても必要以上の信用収縮が起こる等）の方が開示するメリットよりもはるかに大きいという意見等が出されたことをあげている。

a案は、債権者に対する責任財産が会社財産に限られる会社類型においては決算公告の義務づけが必要であるという意見であり、b案は現行制度に準じたものとするべきという意見である。これら2案については、現行法の下で決算公告義務を極めて多くの会社が遵守していないという制度の形骸化を事実上承認することとなり、会社法制の現代化を検討する態度として適切であるかは疑問である旨の反対意見が出されている。c案またはd案は、決算公告を義務づけ、その財務内容に関する情報を法律の規定に基づき広く了知させることを求めるためには、その情報は専門家による監査を踏まえたものであるべきであるという考え方に基づくものであるとされる。これらに対してe案は、現実には、決算公告の義務が遵守されず、また、実際の取引上はそれほど重要なものとして位置づけられていないこと等にかんがみ、各会社が任意に決算公告することは妨げないものの、法律上の義務づけは行わないとするものである。

三 「中小企業の会計」 - その意義について

二〇〇二年六月、中小企業庁が主催する中小企業の会計に関する研究会が「中小企業の会計に関する研究会報告書」（以下、「研究会報告書」という。）を公表した⁶⁾。これは同年四月に施行された改正商法によりインターネットによる計算書類の開示が認められ、ディスクロージャーが低コストで可能となったこと、さらに公開会社においては国際会計基準の調和の流れの中で、いわゆる新会計基準が次々と導入されているのに対し、中小企業が具体的にどのような会計を行うことが適切なのかについては、必ずしも明確に認識されてこなかったことを背景として、資金調達先の多様化や、取

引先の拡大を目指す中小企業にとって望ましい会計のあり方を検討したものである。

この報告書では、非公開で、株式公開を目指さない、商法特例法上の小会社の会計を検討対象としているという点で、株式公開をめざすベンチャー企業であるとか新規産業を興すベンチャー企業などの政策支援に比べて対象としている会社が非常に広く、またその数も多数であることが特徴である。

「研究会報告書」では、中小企業の直面するニーズとして、資金調達の多様化と取引先の拡大を挙げ、これらのニーズを満たすために、商法上の計算書類を作成するにあたって準拠することが望ましい会計のあり方として「中小企業の会計」を明らかにしている。そこでは、中小企業の会計を考える際の判断枠組みとして次の5点を基本に据えている。

- ①計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと。
- ②経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと。
- ③対象となる会社の過重負担にならないこと（現実に実行可能であること）。
- ④現実の実務に配慮したものであること。
- ⑤会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること。

この判断枠組みに基づいて、各論として、会計方針の変更のあり方、金銭債権・有価証券・棚卸資産等の評価、貸倒引当金、固定資産の減価償却をはじめとする各種の会計項目について中小企業に適応した処理についてその考え方をのべているほか、キャッシュフロー計算書の作成や注記事項の推奨など、商法上義務づけられていない事項についても積極的に開示を行うべきとしている。

この報告書では、すべての小会社に対してこのようにすべきとの指針を示すのではなく、「制度を論ずるに当たり、全ての中小企業に関して一律な議論を行い、一律の対応を求めていくよりも、前向きな事業者の積極的取組みを支援・促進することが、結果として有意義なのではないかと考えられる。⁽⁸⁾」として、あくまで中小企業からの開示に対する主体的な取組に期待するというスタンスをとっている。したがって、中小企業にとっては単なる任意の会計指針にすぎないとも考えられるが、「商法の規定の枠組みを前提として、税法、企業会計原則などの取扱いの中から、前

向きな中小企業にとって望ましい会計のあり方を、現行実務や中小企業の対応可能性も十分考慮して、抽出してく必要がある⁽⁹⁾」との考え方に基づいて、例えば繰延資産にかかる項目についていえば、税法上の繰延資産と呼ばれるものについては長期前払費用として計上することが望ましい旨を明らかにしているなど、中小企業の現実に即した商法上の「公正なる会計慣行」（商法 32 条 2 項）となるべきものを明示しようとしたものとして、今後の会計基準となる可能性を有したものとも評価できる⁽¹⁰⁾。

「中小企業の会計」が公表されて以後、日本税理士会連合会において「中小会社会計基準⁽¹¹⁾」（二〇〇二年一二月）が、日本公認会計士協会において「中小会社の会計のあり方に関する研究報告⁽¹²⁾」（二〇〇三年六月）がそれぞれ公表され、中小企業の会計のあり方についてより具体的・実務的な指針が示された。また、二〇〇三年三月に金融庁より発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム－中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保－」と題する報告書⁽¹³⁾においては、「研究会報告書」が「とりまとめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の制度が高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取り組みを期待する。⁽¹⁴⁾」として、各金融機関に対して、具体的な取り組みが求められることとなった。

さらに二〇〇三年一月には中小企業政策審議会企業制度部会が「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書⁽¹⁵⁾」を公表し、先の「研究会報告書」で示された「中小企業の会計」の普及への取り組みを概括するとともに、今後の取り組みのあり方について提言を行っている⁽¹⁶⁾。

この報告書では、中小企業の会計の質の向上の重要性として、何よりも中小企業経営者自身の経営判断にとって極めて重要であること、また、資金調達や販路拡大をするに当たっても、信用力のある決算書を整え、開示していくことが極めて重要であることを強調している。その上で、中小企業の会計の質の向上に向けて実行していくべき事項として、次の五点を挙げている。

- ①「中小企業の会計」の改訂を適切なタイミングで行う。
- ②経営者等による理解を深める。
- ③中小企業の会計をチェックするサービスを発展させる。

④金融機関等によるインセンティブを構築する。

⑤制度面等での環境整備を図る。

このように本報告書では、中小企業の会計の質の向上に向けて、経営者自身だけでなく、税理士や公認会計士等の財務管理をサポートする者や金融機関、さらには税制など、多方面からの働きかけが重要であることを述べている。しかしながら、まずは中小企業の会計に関する環境整備に主眼が置かれていることから、すべての中小会社に「中小企業の会計」を義務づけることはせず、まずは、中小企業の会計の質を向上させることに意欲のある中小企業に対して、「中小企業の会計」を普及・定着させていくことが現実的なアプローチであるとしている。

確かにこの報告書が主張するように、中小企業の会計の質を向上させることに意欲のある中小企業が率先して「中小企業の会計」に基づいて計算書類の作成を行わせることが現実的ではあろう。公告はそのような「前向きな」会社が任意で行うだけでよいともいえる。しかし他方で、近年では資本金の少なさのゆえに計算書類の作成を強制される中小企業というものが現れており、それとの関係でいえば計算書類の公告を義務としている現行法を肯定してもよいとする余地もある。これについて次章にて触れてみたい。

四 株式会社・有限会社制度の新たな流れ — いわゆる一円会社の影響

資本金が一円のいわゆる「一円会社」が脚光を集めている。これは二〇〇三年二月に施行された中小企業挑戦支援法により、株式会社・有限会社の設立に必要な最低資本金規制が撤廃されたためであり⁽¹⁷⁾、現実には数多くの商法上の最低資本金（株式会社で一,〇〇〇万円（商法一六八条ノ四）、有限会社で三〇〇万円（有限会社法九条））を満たしていない株式会社・有限会社（確認株式会社・確認有限会社）が誕生している⁽¹⁸⁾。ただしいずれも設立後五年以内に資本の額を株式会社では一,〇〇〇万円、有限会社では三〇〇万円以上にしなければ、合名会社または合資会社に組織変更しない限り、解散しなければならない（新事業創出促進法一〇条の一八第一・二項）。

最低資本金規制の特例を認めるにあたって、債権者保護の観点から、開示の強化と会社財産の流出の防止の措置（配当や自己株式取得、会社分割等に関する制限）がと

られている。開示の強化に関しては、解散事由の存在を定款（新事業創出促進法一〇条の三）に記載するとともに登記をしなければならない（同法一〇条の七）ほか、商号等の会社の基本情報について経済産業省へ提出し、それを経済産業省において公衆縦覧することとされている（同法一〇条の八）。さらに、財務状況を明らかにすることで債権者保護を強化するために毎事業年度、貸借対照表・損益計算書・利益処分案等を経済産業省へ提出し、そのうち提出された貸借対照表を経済産業省において公衆縦覧することとされている（同法一〇条の一）。したがって、当該会社は、財務状況を正確に把握・記帳し、計算書類を作成しなければならないことになる。つまり、経営者側が記帳について無関心ではすまされないのである。

中小企業挑戦支援法による最低資本金特例は二〇〇八年三月三十一日までに申請して確認を受けた創業者が設立する会社に認められる（新事業創出促進法一〇条）のであるが、先に触れた「要綱試案」では、最低資本金制度について、同制度が①設立に際して払い込むべき金銭等の価額、②剰余金分配規制における純資産額、③資本として表示することができる額のそれぞれの下限規制という機能を有するとして、特に①に関して以下のような見直し案が提示されている。

a案 株式会社について、現行の有限会社と同額の三〇〇万円とする。

b案 株式会社・有限会社について、三〇〇万円よりもさらに引き下げた額（例えば一〇〇万円、一〇万円等）とする。

c案 設立時に払い込むべき金額等の額については規制を設けない。

この見直し案については、「補足説明」において背景等も含めて詳細に説明がなされている。そこでは、新たな事業の創出・雇用の受け皿の確保によって経済活性化を図るために創業の支援が喫緊の課題となっていること、最低資本金制度が債権者保護という観点から導入されたといわれているところ、わが国がその参考としたヨーロッパ諸国の最低資本金制度とは異なり、わが国の最低資本金制度を含む資本制度は、資本額に相当する財産を会社債権者のために維持するという制度にはなっていない等を理由として、最低資本金制度の引き下げあるいは撤廃に前向きな意見となっている。

五 中小企業の公告義務と会社法の現代化 — その問題点

ところで、これまでの議論では、中小企業ではそもそも計算書類の作成や公告にかかるコストが強調され、他方ベネフィットは現実には認識されにくいといった現実論があったために、たとえば「中小企業の会計」を適用するとしても、「中小企業の会計の質を向上させることに意欲のある中小企業」という表現を用いて、その対象を認識したといえる。したがって、「中政審報告書」の立場—すべての中小企業について公告義務を課すことについては懐疑的な立場をとる一方で、中小企業の財務情報の開示は、市場の要請としてこれまで以上に求められるようになっていくとして、中小企業の側が積極的に公告することには積極的に賛成する立場—からは、決算公告をすべての会社に義務づける試案の a 案を除いては肯定できるものとなる。

しかし、中小企業挑戦支援法に基づいて設立された会社は計算書類を経済産業省に提出し、貸借対照表にあっては公衆縦覧に供されることから、仮に商法改正が行われ、決算公告が中小企業に義務づけられないことになり、かつ、最低資本金が減額・撤廃されることとなった場合には、例えば、それまで計算書類を提出しなければならなかった会社は提出不要になるとすることでよいのか、あるいは、改正後に改正前の最低資本金未満で設立した会社については計算書類を提出させるとするのか、それとも改正後はまったく決算書類の公告を行わない（自主性に任せる）とするのか、いずれも疑問なしとはいえないだろう。むしろ制度的に経営者の側に積極的に記帳させることが今以上に重要になってくるのではないかと思われる⁽¹⁹⁾。

この問題を検討するにあたり、最低資本金制度がなく、また中小企業の育成に政府が積極的に取り組んでいるという意味において、近年の英国の状況が非常に参考になることから、次に概観してみたい。

六 英国の中小企業政策と会社法の現代化 — 中小企業の決算書類開示に関して

近年の英国の中小企業政策は、英国貿易産業省（Department of Trade and Industry, 以下、DTI という。）の一つの庁として二〇〇〇年四月に中小企業サービス（Small Business Service, 以下、SBS という。）が正式に発足したことにより新たな時代に入

ったと言われている⁽²⁰⁾。S B Sは、二〇〇五年までに英国を世界の中で事業を起し、経営していくのに最適な場所にするという目標を掲げ、二〇〇一年一月には、中小企業政策の方針として「Think Small First」と題する文書を発表した⁽²¹⁾。まさに「中小企業をまず考えよ」ということであり、企業文化と企業環境、規制、政府支援の分野において政府の果たすべき役割が述べられている。これにより、英国の中小企業政策は「Think Small First」の理念の下に展開されていくこととなったといわれている⁽²²⁾。

S B Sの設立により、中小企業政策はS B Sを主体として行われることになったが、「Think Small First」では、政府機関のすべてが、その役割に応じて実施しなければならない考え方であることが明らかにされている⁽²³⁾。このような政策が発表された背景には、中小企業の増大が経済の活性化と雇用吸収に貢献するであろうということ等があるとされる⁽²⁴⁾。

「Think Small First」は文字通り、「中小企業をまず考えよ」ということであるが、法や規制との関わりにおいては、単に法律上の負担を減らすということではなく、次のような方針に基づく考え方であることが明らかにされている⁽²⁵⁾。

- ①法の遵守は守られるべきであるが、それはできるだけ簡素な形で達成されるべきであり、また、法の遵守を行わせるためには明確な指針を提供すべきである。
- ②中小事業者には、規制が実施される前にそれを理解する時間が与えられるべきであり、また、規制により多大な支出が生じる場合には猶予期間が与えられるべきである。そして政府は規制に伴う負担を最小限にする努力をすべきである。
- ③中小企業者の助力となるよう、助言を行うネットワークを構築する。
- ④規則に関する情報は入手しやすくし、かつ理解が容易となるようにする。

英国ではS B Sの設立と前後して一九九八年から会社法の抜本的な改正の準備が進められている。この改正作業はD T Iの主導の下で行われ、これまでに多数の報告書が公表されており、とりわけ四つの報告書において会社法全体の枠組みについて検討がなされている⁽²⁶⁾。そして英国政府は、これらの報告書を踏まえて、政府による回答ならびに会社法改正草案を「会社法の現代化－白書－」⁽²⁷⁾として二〇〇二年七月に公表している。なお、この白書についても意見照会が行われており、改正作業は現在も続けられている⁽²⁸⁾。

現在の英国の会社法改正は、現行の会社法制が非常に複雑なために法遵守に多大な

コストがかかること等がその理由の一つであるが、これはもともと会社法が想定していなかった中小あるいは零細規模の会社が増大しているという背景もその一因である。すなわち、英国では現在一五〇万社が存在し、そのうち一〇〇万社は設立後一〇年未満の新しい会社であること、またほとんどの会社が小規模のプライベート・カンパニー⁽²⁹⁾であることから、大規模なパブリック・カンパニーを想定した現行の会社法の制度が実態と乖離しているのである⁽³⁰⁾。一連の会社法改正作業は現代化というテーマの下に進められており、様々な要因からなされているのは当然であるが、その中でも中小企業の存在を強調しているのが今回の改正の特徴であり、とりわけ「Think Small First」の考え方が、制度設計にあたってはまず、典型的な小規模のプライベート・カンパニーから出発し、順次それよりも大きな会社に対する要件を付加していくという設計方針に現れている⁽³¹⁾。

英国においてもすべての会社は会計記録をつけなければならない（一九八五年会社法二二一条）、それを三年間（パブリック・カンパニーの場合には六年間）保管しなければならない（同法二二二条（五）項）。また年次計算書類(annual accounts)は、その写しを会計年度終了時から一〇ヶ月（パブリック・カンパニーの場合には六ヶ月）以内に会社登記所(Companies House)に提出しなければならない（同法二四四条（一）項）、これを怠ると罰金が科せられる（同法二四二A条）。

白書では、プライベート・カンパニーに対して、計算書類の提出期限を一〇ヶ月から七ヶ月に短縮するものの⁽³²⁾、会計制度を簡素化するとともに小規模会社に該当する定義の基準をEU基準で認められた上限まで引き上げられることになり、小規模会社とされる範囲が拡大されることとなった⁽³³⁾。

まず小規模会社の範囲についてであるが、次に挙げる基準の少なくとも二つを満たす会社が小規模会社とされる。

- ①売上高(Turnover)…四八〇万ポンド未満（現行二八〇万ポンド）
- ②総資産(Balance sheet total)…二四〇万ポンド未満（現行一四〇万ポンド）
- ③従業員数…五〇名未満（現行のまま）

その上で、小規模会社とされた場合には、計算書類（キャッシュフロー計算書、連結財務諸表を除く）の作成に加えて、より簡潔な一枚の補足説明書(supplementary statement)を提出すればよく、それらは現在の中小企業向け会計基準(Financial

Reporting Standard for Smaller Entities , 以下、FRSSE という)に基づいて作成すべしとする⁽³⁴⁾。なお、中小規模の会社に認められていた簡略計算書類(abbreviated accounts)は廃止するとされた⁽³⁵⁾。

また現行法では一定の基準以下の小規模会社では監査は行われていない(一九八五年会社法二四九A条及び二五〇条)。例えば二〇〇〇年六月までは年間売上高が三五万ポンド以下の会社であれば監査は不要であったが、それ以外の会社については完全な監査が要求されていた。このことは、該当するすべての会社が実行可能というわけではないという現実があったため、正式な監査に代えて、独立した専門家の意見(Independent Professional Review)を採用すべきとする改正提案がなされていた。しかし政府は、確証できる手続が明確でないことを理由にこの考えを否定し、二〇〇〇年七月から当該基準を三五万ポンドから一〇〇万ポンドに引き上げることで現在のような段階的に監査の必要性を確保する制度を維持するとした⁽³⁶⁾。

七 おわりに

英国の会社法改正議論は、現実には小規模の会社が数の上では圧倒的多数を占めるという現実を直視するとともに、その現実に合わせて法を改正するという方向で進んでいる。この方向性は「中政審報告書」や「要綱試案」で示されているものと同じである。しかも法制度の違いはあるにせよいずれも緩和あるいは簡素化の流れである。

わが国の法制度では、決算書類を作成しなければならない仕組みとなっていることから、計算書類の作成については、いかに小規模の会社だからといって作成しないでは済まされない。しかし現実には、多数の中小企業について、税務上の必要性から帳簿の作成をしてはいても、商法上の計算書類を進んで作成しているとはいえないであろう。そのような状況の中で、商法上の決算公告の義務がなくなれば、事態はますます悪くなるように思われるのは杞憂であろうか。

幸いなことに公告に関するコストは格段に安くなっており、また、記帳の際の指針となる会計基準についても、「公正なる会計慣行」に向けてその理論的整合性が詰められようとしているだけでなく、日本税理士会連合会や日本公認会計士協会、さらには金融機関等がその普及に向けて取り組むほか、制度面での環境整備も図られること

となっている。また、比較法的にも、最低資本金がなく、会社設立が容易とされる英国であってさえ会社規模に関係なく計算書類は作成・開示させる方向である。

このような状況を考えるなら、商法上の決算公告の義務は現状のままとし、それによって規模の小さな会社でもすすんで計算書類を作成させる制度を構築することが必要ではないだろうか。もちろん、公告に示された情報の信頼性を確保するために、関連する制度の整備は喫緊の課題となろうが⁽³⁷⁾、制度が未整備だからといって公告しなくてよいとするのではいつまでたっても制度は整備されないであろう。まずは公告義務を徹底させることによって「優良な企業」を育てることはできないだろうか⁽³⁸⁾。

(1) 中小企業政策審議会企業制度部会「中小企業政策の視点からの商法改正について」二二頁（二〇〇一年一月）。

(2) 全国中小企業団体中央会のHPにて手続の概略が紹介されている。

<http://www.chuokai.or.jp/info/disclose.html> 参照。

(3) 同旨のものとして、上村達男「公告に代わる措置と中小会社法理」酒巻俊雄先生古希記念『二一世紀の企業法制』一二九―一三〇頁（商事法務、二〇〇三年）参照。

(4) 中小企業庁のHPよりダウンロード可能。

http://www.chusho.meti.go.jp/chu_top.html 参照。

(5) 「試案」及び「補足説明」は、法務省のHPよりダウンロード可能。

<http://www.moj.go.jp>参照。

(6) 経済産業省のHPよりダウンロード可能。

<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/index.html> 参照。

(7) なお、この報告書では反対に、株式公開を目指している企業（ベンチャー企業等）は検討の対象外とされている。中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会報告書」二九頁（経済産業省中小企業庁、平成一四年六月）。

(8) 前掲三三頁。

(9) 前掲六八頁。

(10) 「公正なる会計慣行」として「中小企業の会計」を位置づけようとすることは、「中小企業の会計」の総論部分においても検討されているが、より詳細な説明として、武田隆二編『中小会社の会計－中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書の

解説一』九三一九九頁（古賀智敏）（中央経済社、二〇〇三年）参照。

(11) 日本税理士会連合会のHPにてダウンロード可能。

<http://www.nichizeiren.or.jp/05zeimu/kijun.html> 参照。

(12) 日本公認会計士協会のHPよりダウンロード可能。

http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/001/001-20030602.html 参照。

(13) 金融庁のHPにてダウンロード可能。

<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2.html> 参照。

(14) 金融庁「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムー中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保ー」（平成一五年三月）四一五頁。

(15) 中小企業庁のHPよりダウンロード可能。

http://www.chusho.meti.go.jp/chu_top.html 参照。

(16) なお、この報告書では、最近の企業会計基準の動向を踏まえて、「固定資産の減損に係る会計基準」についても見直しを行っている。

(17) 中小企業挑戦支援法は、会社設立を簡素化・迅速化するための措置を講ずることによって、創業を促進する目的をもって新事業創出促進法等を改正したものである。井上究・岡田俊郎「中小企業挑戦支援法の概要」商事法務一六四八号一六頁（二〇〇二年）参照。なお、この法律は、新事業創出促進法、中小企業等協同組合法ならびに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正を行うものであり、正式には、「中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」（平成一四年法律第一一〇号）という。

(18) 中小企業挑戦支援法に基づく会社設立は、二〇〇四年三月一八日現在で一〇、〇八二社であり、資本金が一円のいわゆる「一元会社」の設立件数は四二九社である。二〇〇四年三月二〇日付日本経済新聞参照。なお、中小企業挑戦支援法の特例が認められた株式会社・有限会社をそれぞれ確認株式会社・確認有限会社という（新事業創出促進法一〇条一・二項）。

(19) 「中小企業の会計」においても記帳の重要性は示されているが、さらに記帳の軽視はその企業の健全な発展を阻害するに等しいと指摘するものとして、武田・前掲

注 (10) 中小会社の会計二一三頁 (坂本孝司) 参照。

(20) 渡辺俊三「ブレア政権による中小企業政策の新展開」中小企業季報二〇〇一年四号一五頁。また、近年の英国の中小企業政策については、同「英国の自営業者と中小企業政策」国民生活金融公庫総合研究所編『新規開業白書二〇〇三年版』一〇〇頁以下、同「一九九〇年代のイギリスの中小企業政策」修道商学三七巻二号一九七頁以下 (広島修道大学、一九九七年)、三井逸友「今日の英国中小企業政策」経済学論集三〇巻二・三号一頁以下 (駒沢大学、一九九九年) 等においても詳しい。

(21) SBSのHPよりダウンロード可能。

http://www.sbs.gov.uk/content/consultations/TSFBookleta_w.pdf 参照。

(22) 渡辺・前掲注(20)「英国の自営業者」一二一頁参照。

(23) Think Small First 1 (2001)。

(24) 渡辺・前掲注(20)「ブレア政権による中小企業政策」一七頁。

(25) Think Small First, *supra* note (23), at 18-19.

(26) 公表された順に次の通りである。

①Modern Company Law for a Competitive Economy: The Strategic Framework (URN 99/654) (London, DTI, February 1999). (「競争力のある経済のための現代会社法－戦略的枠組み－」 (一九九九年二月))

②Modern Company Law for a Competitive Economy: Developing the Framework (URN 00/656) (London, DTI, March 2000). (「競争力のある経済のための現代会社法－枠組みの展開－」 (二〇〇〇年三月))

③Modern Company Law for a Competitive Economy: Completing the Structure (URN 00/1335) (London, DTI, November 2000). (「競争力のある経済のための現代会社法－構造の完成－」 (二〇〇〇年十一月))

④Modern Company Law for a Competitive Economy: Final Report Volume 1 (URN 01/942) and Volume 2 (URN 01/943) (London, DTI, July 2001). (「競争力のある経済のための現代会社法－最終報告書－」 (二〇〇一年七月))

(27) Modernising Company Law (Cm 5553, July 2002). (以下、White Paper という。) . この白書は二巻から構成されており、第二巻では一九八五年会社法を改正する草案(た

だし完全なものではない)を公表し、第一巻では当該草案のコメントを記述している。

(28) 英国における会社法改正作業については、伊藤靖史「イギリスにおける会社法改正－「競争力ある経済のための現代的会社法 最終報告書」および白書「会社法の現代化」を中心に－」同志社法学五四巻五号一頁以下(二〇〇三年)および同「イギリスにおける会社法改正の動向」森本滋編『比較会社法研究[21世紀の会社法制を模索して]』三五頁以下(商事法務、二〇〇三年)に詳しい。

(29) プライベート・カンパニーとはわが国では私会社とも訳されるものであり、わが国の有限会社組織に近い会社である。他方パブリック・カンパニーは公開会社とも訳される。ここではプライベート・カンパニーについて、株式を公開していない会社という意味で用いることとする。なお、英国のプライベート・カンパニー法制については、拙稿「非公開会社(プライベート・カンパニー)法制の行方－英国の議論を参考にして－」高橋弘他編『現代民事法改革の動向』一八〇頁以下(成文堂、二〇〇一年)参照。

(30) White Paper, supra note (27) para. 1.2.

(31) これはSBSの設立以前に公表された報告書「競争力のある経済のための現代会社法－戦略的枠組み－」において、すでに明らかにされている。Strategic Framework, supra note (26), executive summary at 7.

(32) White Paper, supra note (27) paras. 4.24-4.25.

(33) なお、このような類型に分けた場合には、プライベート・カンパニーについて小規模なものとそうでないもの、パブリック・カンパニーについて株式等を上場しているものとそうでないものがあるが、ここでは主として最初のものについて検討対象としている。

(34) White Paper, supra note (27) paras. 4.19-4.20.

(35) Id. para. 4.26. なお、小規模会社に対する会計制度の枠組みとFRSSEの動向については、河崎照行「英国会社法の改革と中小会社会計基準(FRSSE)のゆくえ」税経通信二〇〇三年一二月号二七頁以下(税務経理協会)に詳しい。

(36) White Paper, supra note (27) paras. 4.21-4.22.

(37) この点について認識を同じくするものとして、尾崎安央「商法における中小企

業会計法制に関する一考察」酒巻俊雄先生古希記念『二一世紀の企業法制』二〇五―二〇六頁（商事法務、二〇〇三年）参照。

(38)「要綱試案」では現在の有限会社を会社法の下で一本化することが方向として提示されている。この場合、現在公告義務のない有限会社にとっては不利益となるとの反論が考えられるが、果たして公告させることが不利益なのかどうか疑問である。

第二部 起業と会社法制 –起業の促進と中小会社の会計への信頼の確保–

- 一 はじめに – 最低資本金規制の撤廃
- 二 決算公告の義務化
- 三 会計参与制度
- 四 中小企業の会計基準
- 五 「中小企業の会計」と金融機関の対応
- 六 おわりに

一 はじめに

(1) 新会社法

平成一四年二月になされた法務大臣の法制審議会に対する諮問に基づいて、会社法（現代化関係）部会が設置され、平成一四年九月から審議が開始された。そして、翌平成一五年一〇月に「会社法の現代化に関する要綱試案」（以下、「試案」という）をとりまとめて公表し、各方面に対して意見照会がなされた。その結果を踏まえて平成一六年一二月に「会社法制の現代化に関する要綱案」（以下、「要綱案」という）が決定された⁽¹⁾。そして平成一七年三月に「会社法案」として閣議決定を経て、国会提出されている。以下ではこの「会社法案」が施行されることを前提として、それを以下では「新会社法」と表記する。

(2) 最低資本金規制の撤廃

現行法では株式会社につき一、〇〇〇万円、有限会社につき三〇〇万円の最低資本金を定めている（商一六八条ノ四、有九条）。新会社法の下では、法による下限額の規制はなくなり、原始定款で「株式会社の設立に際して出資すべき額又はその下限額」を定めることとなった。したがって、これまでのような最低資本金規制は撤廃されることとなった。

最低資本金規制の撤廃については、特に円滑な創業を促進する立場からは強く主張

されていたことがらである⁽²⁾。平成一四年の新事業創出促進法⁽³⁾により最低資本金特例が設けられ、平成一六年四月現在で一万二、〇〇〇社を超える利用があったこと⁽⁴⁾もそのような立場の主張を後押ししたといえる。

他方、最低資本金制度が現実には債権者保護機能を果たしていないことを認識しつつも、そうであれば債権者保護機能を果たすように制度改革すべきであり、最低資本金制度を不要にすることは法制度を劣化させるとの強い批判も主張されていた⁽⁵⁾。

新会社法は、最低資本金規制を撤廃してはいるが、会社債権者保護を後退させているわけではないとされる。すなわち、新制度の下では、会計参与および規模・選択した機関設計のあり方にかかわらない公告の義務づけが規定されるほか、取締役等の第三者責任規定や法人格否認の法理の運用によっても会社債権者の保護を図ることが立法者により確認されているようである⁽⁶⁾。

最低資本金制度の撤廃は起業を促進する契機となるものと予想される。他方、起業の容易さから、設立された会社自体については債権者の信頼を得るにはこれまで以上に厳しさを増すであろう。これまでも現実には資本金自体には債権者保護の機能が果たされてはいなかったが、これからは債権者が信頼をよせるよりどころとしては、会社の会計の透明性や正確性にますます移行することとなる。

このようなことから、会社債権者保護のためには、会社の会計に関する諸制度が現実的に機能することが必要となる。具体的には、決算公告義務の履行、会計参与の制度の積極的利用や会計についての真実性の確保について新制度の概略を述べることにする。

二 決算公告の義務化

現行法においては、決算公告の義務は株式会社には課されているが（商二八三条四項ないし七項、商特一六条二項ないし六項）、有限会社にはそのような義務は課されていない。現実には株式会社であっても公告義務を履行していない会社が相当数存在するといわれる⁽⁷⁾。それ自体違法であるのだが、公告にかかるコストとそれによって得られるベネフィットが釣り合わないことから、そのような状態が黙認されていたともいえる。しかしながら、インターネット公告が簡単にしかも安価でできるようにな

っている現在では、公告義務の違反はもはや黙認すべきではないともいえる⁽⁸⁾。

試案の段階では、株式会社・有限会社のすべてについて決算公告を義務づけるとする案から、義務づけを廃止するとの案までの五案が示されていたが、要綱案では、株式会社であれば、その規模および選択した機関設計のあり方にかかわらず決算公告しなければならないとされた。現在の株式会社・有限会社という会社区分が廃止され、新たに株式会社として規律されることから、改正法の下で設立される現在の有限会社型の会社はすべて決算公告義務が課せられることになる。ただし、既存の有限会社で新会社法施行後も引き続き従前の規律を維持するものには、この義務は課されない⁽⁹⁾。

試案では複数案が併記され、大きな争点の一つとなっていた事項であったが、すべての株式会社に決算公告の義務づけを行なうこととされたのは、中小企業関係者を含め、長い目で見れば計算の開示を推進すべきだとする点で、部会で意見の一致があったためとされる⁽¹⁰⁾。

三 会計参与制度

会計参与制度は試案にはなかったものであるが、要綱案で創設されることが明記された⁽¹¹⁾。会計参与は、主に、会計監査人が置かれない会社において、税理士をそれに選任する形で運用されると予想されており、中小企業の計算の適正を図る制度であるとされている⁽¹²⁾。以下、要綱案にそって会計参与の制度を概観する。

(1) 会計参与の設置

株式会社は、定款の定めによって会計参与を置くことができる（新会社法三二六条二項）。したがって、会計参与は株式会社の任意的機関である。

会計参与は、取締役・執行役と共同して計算書類を作成する役割を担うものであり、作成された計算書類が会社の財産・損益の状況を正しく示しているかを監査する会計監査人とは別の役割である。

(2) 会計参与の資格・選任等

① 資格

会計参与は、公認会計士（監査法人を含む）または税理士（税理士法人を含む）で

なければならない（新会社法三三三条一項）。会計参与制度は、その趣旨が計算の適正の確保にあるから、当然の資格要件とされる⁽¹³⁾。

② 兼任禁止

会計参与は、当該会社またはその子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人または支配人その他の使用人を兼任することができない（新会社法三三三条三項）。取締役・執行役・使用人との兼任が認められない理由は、会計参与には、業務執行機関から独立した社外取締役に類似する役割が期待されているからであると説明されている⁽¹⁴⁾。また、監査役・会計監査人との兼任が認められないことは、計算書類の作成という会計参与の職務上当然であるとされる⁽¹⁵⁾。

③ 選任・解任

会計参与は取締役と同様、株主総会で選任・解任され（選任につき新会社法三二九条一項、解任につき新会社法三三九条）、任期も取締役と同様の規律が適用される（新会社法三三四条）。

(3) 会計参与の職務等

① 計算書類の作成

会計参与は、取締役と共同して、計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を作成するとともに、会計参与報告を作成しなければならない（新会社法三七四条一項）。ここにいう「共同して」とは、会計参与を設置している会社では、取締役・執行役は、単独では有効な計算書類を作成できないことを意味する⁽¹⁶⁾。

② 株主総会における説明義務

要綱案では、会計参与は、株主総会において、計算書類に関して株主が求めた事項について説明しなければならないとされていた（第3機関関係5会計参与(3)会計参与の職務等②株主総会における説明義務）。新会社法では三一四条において、取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないとされ、会計参与の説明義務が明文で規定されている。なお、説明を求められた事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合や、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める

場合には、説明義務はない（同条ただし書き）。

③ 計算書類の保存

会計参与は、会社とは別に、計算書類を五年間保存しなければならない（新会社法三七八条一項）。

④ 計算書類の開示

株主・会社債権者は、会計参与に対して、計算書類の閲覧等を請求することができる（新会社法三七八条二項）。計算書類は会社とは別に会計参与も保存していることから、会社に関覧請求する必要がなくなる。これまでの商法の下では、会社債権者等が会社の営業所において計算書類の閲覧等を請求することは、気まずい思いなしには不可能であるといわれていた点を改善し、計算書類の開示の実効性を強化しようとするものであるとされる⁽¹⁷⁾。

⑤ その他

会計参与はいつでも、取締役および支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができるほか（新会社法三七四条二項）、必要があれば子会社に対して会計の報告を求めたり、業務および財産の状況の調査をすることができる（新会社法三七四条三項）。

(4) 会計参与の責任

会計参与は、会社および第三者に対して社外取締役と同じ責任を負うとされる（新会社法四二三条以下）。したがって、会計参与がその任務を怠ったときには、会社に対して、これによって生じた損害を賠償する責任が生じる（新会社法四二三条）。これは代表訴訟の対象とされる（新会社法八四七条）。また、職務を行うにつき悪意または重大な過失があったときは、第三者に対しても責任を負うことになる（新会社法四二九条一項）。さらに会計参与の場合には、計算書類等に重大な事項についての虚偽の記載・記録があるときも第三者に対して損害賠償責任を負うこととされている（新会社法四二九条二項二号）。

なお、会社に対する責任は原則として総株主の同意がなければ免除できないこととされているが（新会社法四二四条）、定款等の定めによる責任の一部免除が認められており、これは社外取締役と同じ扱いである（新会社法四二五条ないし四二七条）。

(5) 会計参与の登記

会計参与を設置する場合にはその旨を登記しなければならない（新会社法九一条三項一六号）。会計参与の氏名または名称および計算書類の備置きの場所についても同様に登記事項とされる（同号）。

新会社法では大会社以外の株式会社であっても、定款で定めれば会計監査人を設置できることとなった（新会社法三二六条二項）。会計監査人を設置する会社では、計算書類について会計監査人による監査が行われるから、計算書類の適正さは会計監査によって確保できる。しかも新会社法では、会計監査人の会社に対する責任は代表訴訟の対象とされているから（新会社法八四七条）、これまで以上に計算書類の適正さが確保できると言えなくもない。

他方、会計監査人の設置をしない会社については、計算書類の適正さはもちろんのこと、正確性についても問題があるとされる場合が多いことが想定される。これには多くの中小企業が含まれるであろうが、このような会社が会計参与を置くことによって、計算書類の正確さが担保されその信頼性が高まるとすれば、会計参与の制度は一定の意義があるといえる。会計参与の制度が、会社の中でも、とりわけ中小企業の計算の適正を図る制度と位置づけられているのはまさにこのような場合であろう。

(6) 課題

しかしながら、会計参与の制度には実務上の問題点も多いと思われる。

①「共同して」作成することの問題点

会計参与は、取締役・執行役と共同して計算書類を作成する役割を担うとされている。税理士業務には、税務代理、税務書類の作成のほか、いわゆる会計業務として、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する業務があるが（税理士法二条二項）、このような会計帳簿の記帳の代行は、中小企業では多くなされているものと予想できる。そうであれば、「共同して」計算書類を作成するとはいっても、会計参与が置かれた場合には、当該会計参与が実質的に計算書類の作成に主導的な役割を果たすこととなろう。そのような場合に、取締役や執行役との意見が合わないことがあれば、計算書類の作成につき、実務上困難な事態が予想される。

②責任

税理士等が会計業務や経営コンサルタントとして会計帳簿等の作成に関わっている場合に、これらの者が会計参与として会社の機関になることをためらう最も大きな要因が、おそらく会社および第三者に対する責任を負担しなければならないということであろう。責任の負担は社外取締役と同一とはいえ、会計参与は会計の専門家であることから、計算書類作成にあたっての注意義務は高度のものが要求されると考えらる。したがって、従来までの会計業務や経営コンサルタントから会計参与にシフトするにはそれなりの報酬が期待できなければならないであろう。他方、経営者の側では会計参与をそれまでの経営コンサルタントとは異なる職責を担うということを十分認識する必要がある。

③会計基準の明確化

会計参与が計算書類作成にあたって高度の注意義務を課され、責任も重いことから、恣意的な要素を極力減らして計算書類を作成することが要求される。そのためには依拠すべき会計の基準が明確であることが何より重要である。次に述べるように、中小企業にあった会計基準については中小企業庁の主導の下、「中小企業の会計」と題する会計基準が用いられつつある。しかし、中小企業にとっての「公正なる会計慣行」として広く認識されている状況にはなく、会計基準の明確化が喫緊の課題となっている。会計参与の制度が機能するかどうかはこの会計基準の策定いかにかかっていると言っても過言ではない。

四 中小企業の会計基準

(1) 「中小企業の会計」をめぐる各界の状況

平成一四年六月に中小企業庁が主催する中小企業の会計に関する研究会が「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表し、中小企業が商法上の計算書類を作成するにあたって準拠することが望ましい会計のあり方として、「中小企業の会計」を明らかにした⁽¹⁸⁾。この「中小企業の会計」が公表されて以後、日本税理士会連合会や日本

公認会計士協会がそれぞれより具体的な実務指針を公表している。

まず、日本税理士会連合会では平成一四年三月に中小企業会計基準研究会を設置し、中小企業の会計基準のあり方の検討を開始した。そして同年九月、「中小会社会計基準草案」を公表し、パブリックコメントを募り、同コメントを検討したうえで、同年一二月、中小会社会計基準のあり方についての最終報告書を取りまとめるとともに、「中小会社会計基準」を公表した⁽¹⁹⁾。それとともに、その普及活動を開始している。たとえば、日本税理士協同組合連合会は「計算書類のネット公開サービス」を開始し、計算書類の公告について、税理士事務所または税理士法人を通じた安価のネット公開を実現するとともに⁽²⁰⁾、政府系・民間のそれぞれの金融機関に対して協力を要請した。その後、平成一五年三月には、計算書類の作成に関与した税理士が、中小会社会計基準の適用状況について明らかにする書類として、「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」を公表するとともに、同チェックリストの提出を条件として無担保の融資を行うことを内容とする各金融機関との提携が行われるようになった⁽²¹⁾。

他方、日本公認会計士協会はまず平成一五年六月に、会計制度委員会研究報告第八号「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を公表した⁽²²⁾。これは前述の「中小会社会計基準」と同じく、中小企業の会計のあり方についての実務的な指針を示したものである。そして平成一六年五月に「中小企業のためのキャッシュフロー計算書」および「中小企業のための経営計画書」をそれぞれ公表し、その後、同年一一月には、日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第二一号「中小企業金融円滑化のための施策に向けての提言」（平成一六年七月）の公表に伴って、「中小企業のためのキャッシュ・フロー計算書」および「中小企業のための経営計画書」について、利便性を考慮した改訂版を公表した。これらは、中小企業の経営者が自らキャッシュ・フロー計算書を作成し、将来に向けて、キャッシュ・フローが改善されていくような経営を志向することを目的とした「キャッシュ・フロー計算書作成シート」、及び過去の経理データと今後の投資、資金調達と返済、損益等のデータを入力することで経営計画が作成される「短期経営計画書作成シート」と「中期経営計画書作成シート」により構成されている⁽²³⁾。

(2) 会計参与制度の導入による新たな動き

以上のように、「中小企業の会計」が公表されて以後、中小企業の会計のあり方をめぐっては、日本税理士会連合会と日本公認会計士協会がそれぞれ独自の指針を公表したが、これがかえって実務を混乱させていることにもなった。また、新会社法では会計参与の制度が導入されることとなり、会計専門職である会計参与が依拠すべき会計指針として、「中小企業の会計に関する研究会報告書」、「中小会社会計基準」ならびに「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を統合する必要が生じてきた。このような状況から、平成一七年三月に、中小企業の会計実務に関与している民間団体として、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、それに日本商工会議所と、会計基準設定主体である企業会計基準委員会が共同で「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」を設置し⁽²⁴⁾、「中小企業の会計に関する指針」の策定作業に入った。

この委員会では、統合化に当たって次の事項を確認している。

- (1) 会計参与が拠るべき会計の指針の統合化の作業であり、中小企業会計基準の設定作業ではないこと。
- (2) 統合化された指針に明記されない特定の会計上の問題で重要性がある場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を参考にしつつ処理を行うこと。
- (3) 会計参与を設置しない会社（監査証明を受ける会社を除く。）においても、統合化された指針の適用が期待されること。
- (4) 統合化された指針は、各団体所定の手続を経た上で、各団体が公表した報告書に取って代わること。
- (5) 統合化作業は、草案を公開し広く意見を求めた上で、二〇〇五年六月を目途に行うこと。

また平成一七年四月には、中小企業庁に設置されている中小企業政策審議会企業制度部会は、同部会の下に「中小企業の会計」小委員会を設置することを決め、①「中小企業の会計」を「中小企業の会計に関する指針」に引き継ぐ際に留意すべき事項は何か、②「中小企業の会計に関する指針」は「中小企業の会計」を引き継ぐものとして適当か、という二点を検討することとした。

同時に、中小企業政策審議会は「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」（平成一七年四月）と題する報告書⁽²⁵⁾も公表した。ここでは「中小企業の会計」の普及に

向けた中小企業庁の取り組み状況を概括した後、今後の課題として、会計参与制度の導入を踏まえて、「中小企業の会計」のさらなる明確化が必要であること、また、現在二割となっている中小企業による「中小企業の会計」の認知度を平成一七年度からの三年間に五割に引き上げることを目標に掲げている。

会計参与制度の導入が決定されて以後、「中小企業の会計」をめぐっては、会計指針としての地位を築くことが喫緊の課題となっており、同時にその普及に向けて官民一体となって取り組んでいる。会計参与の制度が中小企業の会計の質を向上させることができるかどうかは、その拠るべき会計指針が明確になっているかどうかにかかっているとと言っても過言ではない。前述の各委員会の建設的な作業を祈るばかりである。

他方、会計参与を導入するか否かに関わらず、例えば、金融機関で融資を受ける際に提出する計算書類の精度が高ければ、金融機関は金利や担保・保証等の面で優遇を行う等の施策が広く行われることとなれば、中小企業の会計への関心も自ずと高まる。これについて、次に金融機関の対応を検討する。

五「中小企業の会計」と金融機関の対応

(1) 「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」

「中小企業の会計の質の向上に向けた推進計画」では、「中小企業の会計」に沿った計算書類が、金融機関の融資等に当たっての情報提供、取引先への情報発信の道具として積極的に活用されるよう、金融機関等における体制の整備を進めることを明確に示している。ここでは、まず政府系金融機関（中小企業金融公庫・国民生活金融公庫・商工組合中央金庫）においては、「中小企業の会計」に沿った計算書類を提出した中小企業に対して、審査期間の短縮に努める等の目標が設定された。また、信用補完に関しても、信用保証協会に同様の目標を設定している。

民間金融機関については、「金融庁の「地域密着型の機能強化の推進に関するアクションプログラム」を踏まえつつ、自主的な経営判断により、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対し金利や担保・保証等の面で優遇を行う等の特別の融資プログラムの整備・拡充に引き続き取り組む」としている。なお、当該アクションプログラ

ムについては次に紹介する。

(2) リレーションシップバンキングの影響

平成一五年三月、金融審議会金融分科会第二部会は「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」と題する報告書⁽²⁶⁾を公表した。ここでは、「平成一六年度までの二年間を地域金融に関する『集中改善期間』とした上で、それぞれの中小・地域金融機関が本報告書の提言に沿ってリレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくことが適当と考えられる」とした。これを受けて金融庁は、同月、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム－中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保－」と題する報告書⁽²⁷⁾を公表し、当該プログラムに盛り込まれた措置を実施することとした。とりわけ、中小企業の会計に関しては、「中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会報告書」（平成一四年六月）が取りまとめられていること等を踏まえ、各金融機関に対し、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備に向けた取組みを期待」するとしている。

同プログラムにおいては、中小企業金融の再生に向けた取組みについて、各金融機関は、平成一五～一六年度の二年間（「集中改善期間」）に中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた取組を進めるため、機能強化計画を作成して平成一五年八月末に金融庁に提出することとなった。また、各業界団体においてこれらを取りまとめ、公表するとともに、金融庁において、同プログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を取りまとめ、公表することとした⁽²⁸⁾。これによると、同プログラムが実施されることとなった平成一五年上半期において、「財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備」の項目については、①外部機関との連携による融資商品の開発・強化に取り組んでいる金融機関は五五行（うち地銀は二二行）、②独自の新商品開発に取り組んでいる金融機関は四一行（同八行）、そして③公認会計士・税理士との勉強会、顧客への財務諸表作成のアドバイス等財務諸表の精度向上に向けた取組みを行っているのは四二行（同七行）であった。対象

とされている地方銀行、第二地方銀行、信用金庫それに信用組合の合計が五九八機関ある⁽²⁹⁾ことを考えれば、このプログラムが開始された時点では、「財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備」があまり進んでいなかったように思われる⁽³⁰⁾。しかしながら、平成一六年上期にはかなりの改善がみられており、たとえば地方銀行では同項目につき、①が四一、②が一九行、そして③が一二行となっている⁽³¹⁾。

集中改善期間に続く平成一七～一八年度は「重点強化期間」とされ、金融庁は、中小・地域金融機関について、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成一七～一八年度）」（平成一七年三月）を公表した⁽³²⁾。ここでは先のアクションプログラムに基づいて行われている各種の取り組みについて、引き続きその推進を図っていく必要があるとし、財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備・適用に向けた取り組みを推進するよう各金融機関に要請している。

(3) リレーションシップバンキングと中小会社会計基準

日本税理士会連合会において「中小会社会計基準適用に関するチェックリスト」の提出を条件として無担保の融資を行うことを内容とする各金融機関との提携が行われているが、これは金融機関の側からみるとリレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの一つである、財務諸表の精度が高いことが裏付けられる中小企業に対する融資プログラムの実施にほかならない。

これらは税理士会提携商品として中国地方においては、広島銀行と島根銀行が取り扱っている。広島銀行を例にとると、中国税理士協同組合の組合員と顧問契約を結んでいる中小企業・個人事業主向けに「クイックビジネスローンパートナー（中国税理士協同組合型）」というものを提供している。これは、日本税理士会連合会が定める「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」の提出をすると、借入利率が最大0.5%優遇されるものである⁽³³⁾。ただし、無担保融資とは言っても、保証人が必要な点では通常の融資と変わらない。

また、各金融機関は、これとは別の融資プログラムとして、全国の会計事務所とその関与先企業を対象にオンライン・ネットワークを構築し、情報サービスを提供して

いる株式会社TKCとの連携による融資商品の開発・強化も積極的に推進している。

「TKC戦略経営者ローン」といわれるものであり、株式会社TKCと業務提携した金融機関によるTKC会員の関与先企業専用の無担保融資サービスである⁽³⁴⁾。中国地方では、中国五県の地方銀行が提供している。ここでも広島銀行を例にとると、前述の商品に比べて融資限度額が一、〇〇〇万円多くなっているが⁽³⁵⁾、金利が優遇されることならびに保証人が必要なことは同じである。

精度の高い計算書類・財務諸表が金融機関に提出する際にも求められ、かつ、通常の融資よりも条件が優遇されることで、かかる計算書類の利用の促進は増大すると思われる。中小企業向けの会計基準の統合作業とリレーションシップバンキングの政策はまさに密接に関係しているのである。

六 おわりに

新会社法は、最低資本金制度の撤廃、決算公告の義務化、それに会計参与制度の導入と起業の促進、中小企業の会計の信頼確保に密接に関係する制度を構築・提供している。株式会社制度が資本金の制約なしに利用できるとするのは、創業の促進という政策目的にはかなうものである。他方で、株式会社制度は株主有限責任原則がその土台を形成している制度であるから、債権者の保護をどう確保するかということが重要な課題となる。事後的な救済方法としては、法人格否認の法理を用いたり、取締役の第三者責任を追及することなどが考えられるが、日頃の取引においては、少なくとも、会社の計算書類が正確・適正に作成されていることが、取引に入る債権者にとって自己の取引のリスクがどの程度になるのかを判断する一助となることは間違いなく、ひいては債権者保護の要請にかなう。

決算書類の公告が現実的な義務となり、また会計専門職として会計参与の制度を選択できるようになった。喫緊の課題は、計算書類作成の基準として「公正なる会計慣行」といえるべきものを策定することであろう。

また、かかる基準を用いている会社に対しては融資の面で優遇を受けられるようにする等の制度的な支援も重要である。ここでは、リレーションシップバンキングの機能強化が金融庁の指導の下で図られていることによって、金融機関も積極的な取り組

みを開始しているようであり、より一層の進展を期待したい。

(1) 要綱案の成立に至る経緯とその内容については、江頭憲治郎「「会社法の現代化に関する要綱案の解説 [I]」」商事法務一七二一号四頁以下（二〇〇五年）参照。

(2)たとえば、法務省民事局参事官室「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」第四部第二1では、「新たな事業の創出・雇用の受け皿の確保によって経済活動の活性化を図るため、創業の支援が喫緊の課題となっており、最低資本金制度についても、株式会社・有限会社を設立する際の障害となり、企業の新規創業の妨げになっている」と指摘が強まっている」と指摘している。

(3)二〇〇五年に新事業創出促進法、中小企業創造活動促進法、それに中小企業経営改革支援法が中小企業経営改革支援法の一部改正により、中小企業経営改革促進法に一本化された。

(4)中小企業庁「中小企業の観点からの会社法制の現代化の在り方について」（平成一六年十一月）一四頁。http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/download/041108_3-3.pdfにてダウンロード可能。

(5)上村達男「会社の設立・組織再編」商事法務編集部編『会社法制の現代化に関する要綱試案の論点』四九―五〇頁（二〇〇四年）参照。

(6)江頭・前掲注（一）一三頁注（二三）参照。

(7)たとえば、西武鉄道グループの中核会社コクドの一〇〇％子会社で、ホテル運営会社のプリンスホテルが、決算公告を三〇年以上怠っていたことが報じられたことは記憶に新しい。二〇〇四年一月一日付日本経済新聞朝刊参照。なおこの記事では、商法特例法上の大会社であっても公告義務を履行していないことは珍しくないと述べている。

(8)この点については、拙稿「計算書類の公告義務と中小企業の会計」広島法学二八巻一号一〇五―一〇六頁（二〇〇四年）参照。

(9)江頭憲治郎「「会社法の現代化に関する要綱案の解説 [VI]」」商事法務一七二六号三〇頁（二〇〇五年）。

(10)前掲。

(11)会計参与制度の抽象的な背景としては、昭和五六年改正の際に議論された中小会

社に対する「調査（仮称）」という制度がその発端ともいえるが、会計参与という制度が認められた経緯については、立法に関わった学者の間でも明確でないようである。これについては、座談会「「会社法制の現代化に関する要綱案」の基本的な考え方」商事法務一七一九号一七頁（神田発言）（二〇〇五年）参照。なお、会計参与制度を詳細に検討しているものとして、酒巻俊雄「会計参与制度の問題点と課題」判例タイムズ一五八号八四頁以下（平成一六年）参照。

(12) 江頭・前掲注（一）六頁（二〇〇五年）。

(13) 江頭憲治郎「「会社法の現代化に関する要綱案の解説〔Ⅲ〕」商事法務一七二三号一二頁（二〇〇五年）。

(14) 前掲。

(15) 前掲。

(16) 前掲。

(17) 前掲。しかしながら、会計参与が計算書類の閲覧等の請求を受けた場合には、必要に応じ、請求者が株主・債権者であることを確認するため、会社に対する照会等を行うこととなることが予想され、その意味では「気まずい思い」をすることなしに計算書類が閲覧できるとは言えないであろう。日本税理士会連合会の HP、<http://www.nichizeiren.or.jp/taxplayer/kaikeisanyo.html#Q5> 参照。

(18) この報告書の経緯や「中小企業の会計」の枠組みに関しては、拙稿・前掲注（八）一一〇一一二頁参照。

(19) 詳細については、日本税理士会連合会の「中小会社会計基準の設定について」（二〇〇二年一二月）と題する広報参照。これについては、<http://www.nichizeiren.or.jp/taxplayer/chusyo.html> にて閲覧可能である。

(20) 詳細については、<http://www.nichizeiren.or.jp/koukai/s-annai/>参照。

(21) 二〇〇五年三月現在で四二の金融機関がこのような商品を提供しているようである。<http://www.nichizeiren.or.jp/taxplayer/chusyo.html> 参照。

(22) 日本公認会計士協会のウェブサイト、http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/001/001-20030602.html 参照。

(23) これらについては、日本公認会計士協会のウェブサイトにて公開されている。

http://www.jicpa.or.jp/technical_topics_reports/101/101-20041129-01.html 参照。

(24) 中小企業庁のプレスリリース「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会の設置について」（二〇〇五年三月）参照。なお、<http://www.chusho.meti.go.jp/zeisei/download/050323kaikei.pdf>にてダウンロード可能である。

(25) 中 小 企 業 庁 の ウ ェ ブ サ イ ト 、
http://www.chusho.meti.go.jp/shingikai/050517_seidobukai_haihu_kakutei.pdfにてダウンロード可能。

(26) 金融庁のウェブサイト内、<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/singi/f-20030327-1.pdf>にてダウンロード可能。なお、リレーショナルシップバンキングとは、一般に、長期継続する取引関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、この情報を基に融資を実行する金融機関の経営手法をいうとされる。わが国においては、中小・地域金融機関（地銀、第二地銀、信金、信組）がその中心的な担い手となっている。<http://www.fsa.go.jp/chusho.html> 参照。

(27) 金 融 庁 の ウ ェ ブ サ イ ト
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/14/ginkou/f-20030328-2/01.pdf>にてダウンロード可能。

(28) 取りまとめの例として、「リレーショナルシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況（平成15年度上半期）について」
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/ginkou/f-20040116-3.html#02> 参照。

(29) 対象金融機関は地方銀行六五行（埼玉りそな銀行を含む。）、第二地方銀行四九行、信用金庫三〇三金庫、信用組合一八一組合の合計五九八機関である。金融庁「リレーショナルシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況について」（平成一六年一月二七日）
<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20041227-2.html> 参照。

(30) アクションプログラムの実施当初には、各金融機関から出された機能強化計画にかなりの温度差があったことにつき、中村中・森田昭男『中小企業と地域活性化のためのリレーショナルシップバンキング』五四頁（中央経済社、二〇〇四年）参照。

(31) 全国地方銀行協会「地銀六四行における「リレーショナルシップバンキングの機能

強化計画の進捗状況」の取りまとめについて」（平成一六年一月三〇日）別添「機能強化計画の進捗状況取りまとめ（機能強化計画期間中）」

http://www.chiginkyo.or.jp/pdf_data/11_newsrelease/2004/news2004.15_2.pdf 参照。

(32) <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050329-4/01.pdf> にてダウンロード可能。

(33) 詳細については、<http://www.hirogin.co.jp/ir/news/paper/news041115a.html> 参照。

(34) 内容については、<http://www.tkcfn.or.jp/>参照。

(35) 内容については、<http://www.tkcfn.or.jp/>参照。

第三部 会計参与と中小企業の会計

- 一 はじめに
- 二 中小企業の会計に関する指針
- 三 会計参与の設置
- 四 会計参与の行動指針
- 五 おわりに - 今後の検討課題

一 はじめに

株式会社の計算書類の作成から公告に至る流れはおおよそ次のようなものである。

株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度にかかる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）、事業報告およびこれらの附属明細書をそれぞれ作成しなければならない（会社四三五条一・二項、計算規則九一条一項）。また、会計監査人設置会社（二条一―号）では、連結計算書類を作成することができる（四四四条一項）。これらの書類を作成するのは、計算書類を作成する職務を担当する取締役（委員会設置会社にあつては、取締役会が選定した執行役）であるが、会計参与設置会社（二条八号）においては、計算書類（作成される場合には臨時計算書類（四四一条）・連結計算書類を含む）およびその附属明細書（以下、これらを「計算関係書類」（会社法施行規則二条三項一―号、計算規則二条三項三号）という）については、右の者と会計参与が共同して作成しなければならない（三七四条一・六項）。

つぎに、作成された計算書類は、監査役（監査の権限が会計に関するものに限定されているものを含む）、監査委員、会計監査人を設置している場合には、これらの者による監査を受けるほか、取締役会を設置している場合には、取締役会の承認を受けることになる（四三六条）。そして、計算書類を株主総会に提出し、承認を受ける（四三八条）。ただし、会計監査人設置会社では、一定の要件を満たしている場合（適正意見等が出されている場合等）には、その内容の報告で足りる（四三九条）。

公開会社・非公開会社にかかわらず、また、その採用する機関設計にかかわらず、株式会社は貸借対照表(大会社では貸借対照表および損益計算書)の公告が義務づけられている(四四〇条一項)。その公告方法が官報または日刊新聞紙による場合には、その要旨を公告することで足りる(同二項)。なお、この要旨を公開することが認められる会社は、法務省令で定めるところにより、貸借対照表の内容である情報を、定時総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる(いわゆる電磁的公示。同三項、計算規則一七五条)。この場合の公告内容は要旨ではなく、貸借対照表そのものである。

計算書類の公告の方法としてはこのように紙ベースとしながら、電子的方法を選択することが認められているほか、定款により会社の公告方法を電子公告とする旨を定めた会社にあつては、電子公告のみが公告方法となる(九三九条一項三号・三項)。他方、金融商品取引法の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社については、決算公告で明らかにされる情報よりもさらに詳細な情報が提供されることとなるため、決算公告義務は免除されている(四四〇条四項)。

株式会社である以上、決算手続のうち、作成と(単なる形式的にせよ)株主總會等の承認はいかなる規模の会社でも行われるであろうが、いわゆる中小・零細規模の株式会社が公告義務を果たしているとは言えないのが現状であろう。とりわけ平成一三年の商法改正以前には公告にコストがかかることから、公告義務が守られていないのが通常であったようである。ただし、同年の改正によってウェブを用いた公告が低コストで可能となったことにより、現在では公告義務は履行しなければならない義務だと認識が改められつつあるように思われる⁽¹⁾。

公告義務を果たさなければならないことは、いわゆる中小企業にとっても、その作成する計算関係書類が税務署や銀行に対して提示するものだけでなく、株主や債権者あるいは取引先等に広く公開されるものとして作成されなければならないことを意味する。そのための一助として、現在では、中小企業等が拠るべき会計基準としての「中小企業の会計に関する指針」と、計算関係書類の作成を取締役と「共同して行う」会計参与の制度が整備されるに至った。以下ではこれらの制度についての現状を紹介するとともに課題を明らかにしていくこととする。

二 中小企業の会計に関する指針

1. 経緯

中小企業が拠るべき会計の基準については、会社法制定以前において以下の三団体がそれぞれの立場でまとめていた⁽²⁾。

- ① 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」（二〇〇二年六月公表、二〇〇三年十一月改訂）
- ② 日本税理士連合会「中小会社会計基準」（二〇〇二年一二月）
- ③ 日本公認会計士協会「中小企業の会計のあり方に関する研究報告」（二〇〇三年六月）

その後、会社法において会計参与の制度の導入が契機となって、会計専門職である会計参与が依拠すべき会計指針が求められることとなり、これらの報告書等に記載されている指針を統合する必要性が生じてきた。そのため二〇〇五年三月に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会が共同で「「中小企業の会計」の統合に向けた検討委員会」を設置し、「中小企業の会計に関する指針」（以下、「指針」という。）の策定作業に入り、二〇〇五年七月には公開草案が公表され、そこに寄せられたコメントを踏まえて、翌八月に最終的な報告書として指針が公表された⁽³⁾。

その後、二〇〇六年四月には「指針」の改正が公表された。この改正は、企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準ならびに会社法および会社法関係省令を踏まえたものであり、上述の四団体に加え中小企業庁もオブザーバーとして参加した検討委員会で確定されたものである⁽⁴⁾。以下ではこの改正を踏まえた「指針」の位置づけを紹介するために、総論部分について述べる。

2. 「中小企業の会計に関する指針」総論

(1) 目的

「指針」の目的は「中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すもの」である。また、会計参与制度が導入されたことに伴い、

「とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すもの」であることも明らかにしている。

(2) 対象

指針の適用対象として、次のものを除く株式会社としており、そのような会社を「指針」では中小企業としている。

①証券取引法（現在は金融商品取引法に名称変更）の適用を受ける会社ならびにその子会社および関連会社

②会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。）およびその子会社

これらの株式会社は、公認会計士または監査法人の監査を受けるため、会計基準に基づき計算書類（財務諸表）を作成することから、指針の適用除外とされている。また、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社についても、計算書類を作成するに当たり、指針に拠ることが推奨されるとしている。

(3) 「指針」の作成に当たっての方針

企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されているため、投資家と直接的な取引が少ない中小企業であっても、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはないとする。そして、その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである、とする。

基本的にはこのような考え方に立ちながらも、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することがコスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切でなく、また、中小企業の会計情報は配当制限や課税所得計算により大きな役割が求められるとする。

加えて、中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいものがあり、本「指針」はその点も考慮しているとする。このことから、会計処理の簡便化や

法人税法で規定する処理の適用が、一定の場合には認められることを明らかにしている。

三 会計参与の設置

会社法は会計参与制度を導入している。会計参与は、取締役(委員会設置会社では執行役)と共同して、計算関係書類を作成する者である。委員会設置会社を除いた取締役会社は、監査役を設置しなければならないが、非公開会社であって会計参与設置会社の場合には、その必要はない(三二七条二項)。すなわち、この場合には監査役の設置を免れることになっている。

1. 会計参与に期待される役割・ニーズ

会計参与は、会計に関する専門的識見を有する公認会計士(監査法人を含む)または税理士(税理士法人を含む)が、取締役(委員会設置会社にあつては執行役)と共同して計算関係書類を作成し、当該計算関係書類を会社とは別に備置き・開示する職務等を担うことによって、主として中小企業の計算関係書類の記載の正確さに対する信頼を高めることを目的として制定されたものである⁽⁵⁾。

新聞報道によれば、二〇〇六年八月には「会計参与」を導入した企業が三〇〇社前後に上ることがわかったとする⁽⁶⁾。ここでは、「決算に対する信用が高まり、取引や資金調達の条件が有利になりやすいため、導入企業はさらに増えそうだ」とする⁽⁷⁾。

2. 会計参与の職務・権限

会計参与の主な職務・権限は次の通りである⁽⁸⁾。

- ①計算関係書類の取締役等との共同作成(三七四条一・六項)
- ②会計参与報告の作成(三七四条一項)
- ③株主総会における計算関係書類の説明義務(三一四条)
- ④計算関係書類の備置き(三七八条一項)
- ⑤計算関係書類の株主および債権者への開示(三七八条二項)
- ⑥会計帳簿・資料の閲覧・謄写権(三七四条二項)

- ⑦計算書類等を承認する取締役会への出席(三七六条)
- ⑧計算関係書類の作成につき取締役等と意見を異にする場合における株主総会における意見の陳述(三七七条一項)
- ⑨会計参与の職務を行うため必要がある場合における会社・子会社の業務および財産の状況の調査権(三七四条三項)
- ⑩株主総会における会計参与の選任等についての意見の陳述(三四五条一項)
- ⑪辞任した会計参与による株主総会における辞任の理由の陳述(三四五条二項)

3. 会計参与の設置によるメリットとデメリット

会計参与は、主として中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めることを目的とした制度であるが、設置することによって次のようなメリットがあると指摘されている⁽⁹⁾。

- ①決算の信頼度が向上する
- ②融資が受けやすくなる
- ③資金繰りが良くなる
- ④事業分割が容易になる
- ⑤経営のスピードが高まる
- ⑥情報開示が進む
- ⑦取引先の会社に対する信頼度が向上する
- ⑧課税当局の会社に対する信頼度が高まる
- ⑨監査役の設置が不要になる
- ⑩会社をより良い条件で譲渡することが可能となる
- ⑪その他
 - ・ 経理部門が強化される。
 - ・ 取締役の株主に対する説明責任が軽くなる。
 - ・ 会計参与は計算関係書類を取締役等とは別途保管することになるので、取締役等による虚偽記載や改ざんのおそれを防ぐことが期待できる。
 - ・ 会社の経営状態が悪くなった場合、今までより正確に債権者や株主などに会社の状況が伝わる。

これらは主として、計算関係書類の信用度が向上することによって生じるメリットであり、特に①⑤⑥⑦⑧が該当すると思われる。また、③についてはキャッシュフロー関連情報が正確かつ迅速に入手できることの効果であるとされ、④⑩については買収側のデューディリジェンス等の財務調査にかかるコストが低くなることの効果として指摘されており⁽¹⁰⁾、やはり計算関係書類の信頼度の向上がそのベースにあるものである。

また、一部の金融機関が、会計参与設置会社に対して融資の際に優遇する制度を導入しており、これによって②が達成されることになる⁽¹¹⁾。これは金融機関の側からみればリレーションシップバンキングの実践のためということであろうが⁽¹²⁾、この優遇制度が会計参与制度の導入へのインセンティブになったり、あるいは金融機関の側から融資先企業に対して、計算関係書類の正確性を確保するために会計参与の設置を要求することも考えられるとの指摘もなされている⁽¹³⁾。

なお、「⑨監査役設置が不要になる」については、監査役設置に伴うコストを負担しなくてよいとされるが⁽¹⁴⁾、その一方で会計参与を設置するコストが発生するわけであるから、メリットとまで言えるかは疑問であろう。さらに、「⑩取締役の株主に対する説明責任が軽くなる」という点については、株主からの質問について会計参与も応じる義務があること(三一四条)を根拠に指摘されているが⁽¹⁵⁾、これがために取締役の説明義務が法的に軽減されるわけではないので、メリットとして挙げられるかは疑問である。

他方、デメリットとして次のようなことが指摘されている。

①計算書類が作成されない事態が生じ得る

会計参与は、取締役等と「共同して」計算関係書類を作成するから、両者の合意が得られない場合に、この事態が発生する。

②会計参与が機能する社内体制の整備の必要性

取締役会・株主総会が形骸化している会社では会計参与の採用は困難となる。

③会計参与に対する報酬

責任やリスクを考慮した場合、従来までの顧問料に比べてコスト高になる可能性がある。

④会計参与の責任

会計参与は社外取締役と同様の責任を負わされていることから、就任を躊躇することが考えられる。

このように、会計参与制度に対する期待やニーズあるいはメリット等が指摘されているが、諸外国に類をみない制度であるだけにその運用を軌道に乗るにはガイドライン的なものの存在が必要であり、これにつき次に検討する。

四 会計参与の行動指針

二〇〇六年五月に会社法が施行されるのを踏まえて、会計参与制度について、実務の参考に資するため、日本公認会計士協会・日本税理士会連合会が同年四月、「会計参与の行動指針」を公表した（以下、「行動指針」という。）。これは、二〇〇五年一月に日本公認会計士協会および日本税理士会連合会が中心となって設立された「会計参与の行動指針に関する検討委員会」により検討が進められ、二〇〇六年二月の公開草案を経て公表されたものである⁽¹⁶⁾。

「行動指針」は、会計参与制度の概要、会計参与の行動指針(就任に当たっての行動指針、計算関係書類作成に当たっての行動指針(一般事項・個別事項)、会計参与報告に当たっての行動指針、備置き、開示に当たっての行動指針)、参考(会計参与報告記載例、会計参与契約書、その他様式、会計参与の計算関係書類作成に関するフローチャート、「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表)から構成されている。

このうち、「参考」において紹介されている会計参与契約書のひな型、会計参与約款、取締役申述書、計算関係書類共同作成合意書、閲覧・交付請求者資格証明書発行依頼、閲覧・交付請求者資格証明書、閲覧請求書及び謄本・抄本交付の請求については、記載例が記されており実務上の基準になるものと思われる。

以下では、「行動指針」について、その項目ごとに、会計参与の行動指針に関する検討委員会による概要の説明⁽¹⁷⁾（以下、「概要」という。）とともに検討する。

1. 就任に当たっての行動指針

ここでは、まず、会社から会計参与に就任の要請があった場合に、就任を承諾する

際の留意事項について述べている。

- ①税務顧問や会計指導等の業務上の関係を有する会社からの要請がある場合、就任を承諾するに先立って、会計参与の職務・権限・責任及び取締役の役割について会社が十分に理解しているかを確認、さらに必要であれば追加的に会社の状況等を把握し、自らが就任可能であるか否かについて判断すること。
- ②上記の関係がない会社からの要請の場合、会社の概要、事業状態等を十分な情報収集を実施するとともに、①の手の必要性がより一層必要とされる。
- ③定款に責任制限の定めがあるか否かおよびその内容を確認すること。
- ④会計参与設置会社であることの登記がなされているか、またはなされることを確認すること。（加えて、会計参与就任による変更登記の際に必要な添付書面について確認している。）
- ⑤補欠会計参与を選任する予定の有無を確認すること。

2. 計算関係書類作成に当たっての会計参与の行動指針（一般事項）

「行動指針」では計算関係書類作成に当たっての行動指針として、一般事項と個別事項に分けて記載している。一般事項の概略は次の通りである。

①職務遂行上守るべき基本姿勢といった人的な項目

専門知識の維持向上に努め、善良な管理者としての注意を払い職務を遂行すること（一般事項(2)）。

②会計参与の計算関係書類の共同作成遂行上の全般的な留意事項

会社の事業及び営業取引の内容、業界の状況等の一般的知識を得るため、取締役等に質問し回答を得た上で職務を遂行すること（一般事項(1)）。

会計帳簿等に誤りがある場合、会計参与は取締役に出該会計帳簿等を訂正するよう要請し、是正されたことを確かめ、是正された旨の回答書等を得ることが望ましい（一般事項(5)）。

会計参与の職務を遂行できないと考えられる場合⁽¹⁸⁾、会計参与は辞任について検討すべきである（一般事項(6)）⁽¹⁹⁾。

③全体的なスキーム

また一般事項では、その(3)において、「会計参与は、仕訳帳、総勘定元帳、補助簿

及びその他の基礎資料（以下「会計帳簿等」という。）を基に計算関係書類を作成する際、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、例えば中小企業にあっては「中小企業の会計に関する指針」に準拠して作成されているか取締役等に質問し又は会計帳簿等を閲覧する」とされている。ここで「取締役等に質問し又は会計帳簿等を閲覧する」というのは、会計参与には帳簿作成の義務はないが、計算書類の作成義務があり、取締役には帳簿を作成するという義務が存在しているので、会計参与は会社の内容について取締役等に質問し、理解し、取締役等が作成した基礎資料を閲覧してその内容の妥当性をチェックし、帳簿残高と計算書類金額との整合性を確かめるという基本的な留意事項をここで示しているものと説明されている⁽²⁰⁾。

④その他の一般事項

一般事項の(8)において、計算関係書類の作成後に取締役と共同作成した旨及び作成日を記載した合意書（計算関係書類共同作成合意書）を得るものとしている。この「計算関係書類共同作成合意書」は法令の規定にはないものである。これは、会計参与報告では、日付についての規定が法令上手当てされていないため、会計参与報告の作成日を両者合意の下で計算関係書類を作成した日付により確定することを意図したものであるとされる⁽²¹⁾。

また、会計参与は任務を怠らず、注意も怠らなかったことを証明する必要上、入手した資料ならびに回答書等を適切に保存すること（一般事項(9)）や、補助者を用いた場合の指示・監督についての留意事項も示している（一般事項(10)）。

3. 計算関係書類作成に当たっての会計参与の行動指針（個別事項）

個別事項では、会計参与が計算関係書類の作成に当たって留意する個別的事項について、勘定科目毎に説明している。ここでは勘定科目ごとに実施すべき事項を形成するに当たり、取締役等⁽²²⁾に質問し、回答を得、回答内容を閲覧し、そこに異常性がなければ計算関係書類の勘定科目の残高が、総勘定元帳残高および各補助簿の残高と一致することを確認するという手続が示されている（個別事項(2)－(4)）。

また、これらの行為によって得た結果に異常性の存在が認められた場合には、専門的識見を活用して調査し、異常性の存在の合理性について確かめることに留意することとする（個別事項(7)）。

さらに、個別事項の(11)では、取締役等からの報告を受けた事項や取締役等が提供した計算関係書類作成の基礎となる資料などは真実のもので、事実と異なる旨の書面（取締役申述書）を取締役から入手することは、取締役との関係を明確にする意味で有用であるとする。公認会計士監査の実務では、経営者が財務諸表を作成する責任を有し、監査人が監査意見表明の責任を有することを確認するための「経営者確認書」を経営者と取り交わすこととなっているようであり、独立した外部の第三者としての公認会計士監査とは異なり、会計参与は、会社の内部の機関、組織であり、取締役と同じ役員であるが、一定の社外性を有した機能であるため、取締役が計算書類の基礎的資料の作成責任者であることを明らかにした「取締役申述書」という書類を取り交わすこととしたと説明されている⁽²³⁾。

4. 会計参与報告作成に当たっての行動指針

会計参与は、取締役と共同して計算関係書類を作成するに当たって、株主および債権者に対する情報提供を目的とする会計参与報告を作成することが義務づけられている(会社法三七四条一項後段、会社法施行規則一〇二条)。ただし、共同して計算関係書類を作成できなかった場合には会計参与報告を作成できないこと、作成された会計参与報告は株主総会等への提出義務がなく、備置き場所にて閲覧・交付の請求のあった日現在の株主及び債権者に対して開示を認める資料であることに留意する旨を「行動指針」では述べている。

5. 備置き、開示に当たっての行動指針

(1) 計算関係書類及び会計参与報告の備え置き

会計参与は、各事業年度に係る計算書類、附属明細書、会計参与報告を定時株主総会の日の一週間(取締役会設置会社では二週間)前の日(開催省略(三一九条一項)の場合には、提案があった日)から五年間備え置き、また、臨時計算書類および臨時計算書類に係る会計参与報告は、臨時計算書類を作成した日から五年間、それぞれ会計参与が定めた場所に備え置かなければならない(三七八条一項、会社法施行規則一〇三条)。「行動指針」ではこの点について確認する内容となっているが(5.(1)①②)、これに加えて、会計参与を解任された場合についても触れている。すなわち、会計参与

を解任された場合には、五年を経過する前であっても直ちに備え置き、開示義務を負わなくなることを確認している。しかし、会計参与が任期満了または辞任した場合は、新たに他の会計参与または一時会計参与が就任するまでは備え置き、開示義務があることに留意すべきとする。なお、係争事件に備える意味で一〇年間は保存することが望ましいとする(5.(1)③)。

(2) 計算関係書類及び会計参与報告の株主及び債権者への開示

ここでは会計参与が計算関係書類及び会計報告を株主及び会社債権者に開示する際の手続について、株主や債権者であることの確認の方法等につき具体的に規定し、これらを会計参与契約に定めることが望ましいとする。これは、計算関係書類および会計参与報告の開示に当たり、会計参与は、①株主および債権者以外の者の閲覧・交付請求に応じた結果、会社から守秘義務違反を問われるといったリスクと、②会計参与に対して直接閲覧・交付の請求があり、会計参与は株主または債権者であるか不明であるために閲覧・交付の請求を断ってしまった結果、正当な閲覧・交付請求者から権利侵害を問われるといった二つの相反するリスクを負っているためであると説明されている⁽²⁴⁾。

このことから「行動指針」では、株主や債権者であることの確認については、その資格を有することの書面として会社に「閲覧・交付請求者資格証明書」を発行してもらい、それを提示した者を資格者として扱うことを原則とする(5.(2)①)。会社と会計参与との契約で定めた一定期間内に当該証明書を会社が発行できないような場合等には、会計参与の判断により閲覧請求に応ずる必要があるため、このような場合に備えて会社に予め了解を得ておくこと等が必要であるとする(5.(2)②)。

さらに、会計参与は、計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求時に質問を受けても説明義務がない点に留意するとしている(5.(2)④)。

会計指針は、計算書類作成の判断基準としての会計上の解釈指針であり、行動指針は、会計参与が会計指針を用いて職務を遂行する上で参考にする指針と整理され、表裏一体の関係を有するものであるとされる⁽²⁵⁾。

五 おわりに — 今後の検討課題

「中小企業の会計に関する指針」と「会計参与の行動指針」が公表されたことで、会計参与の制度が現実動き出したといえる。これから問題点等が実務上生じてくると思われるが、この制度が当初の目的に沿って発展することを期待したい。ここでは、現時点での論点や問題点等を指摘することで、今後の検討課題のいくつかを提示しておきたいと思う。

1. 「中小企業の会計に関する指針」の位置づけ

「指針」においては、「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである」として、いわゆるシングルスタンダードを建前としている。「基準」と呼ばずに「指針」と呼んでいるのもそのような理由からであるとされる⁽²⁶⁾。これに対しては、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」(会社法四三一条)は、同じ株式会社であっても、規模、業種、株主構成などが異なれば、複数同時に存在しうるとする会社法の立法担当者の見解を指摘して、ダブルスタンダードと考えるのが妥当であるとする反対論が強く主張されている⁽²⁷⁾

指針がダブルスタンダードと考えた場合には、会社法四三一条にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当すると位置づけることは論理的に自然である。他方、シングルスタンダードと考える論者からも、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」については複数存在することを認め、指針もその一つに該当するとする⁽²⁸⁾。

また、「行動指針」の一般事項(3)では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、例えば中小企業にあっては「中小企業の会計に関する指針」とあり、「指針」が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当することが確認されている。したがって、シングルスタンダードかダブルスタンダードかという論点はさておき、指針が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当することには異論がないようである。

2. 会計参与の行動指針について

会計参与の設置によって計算関係書類の信頼性が向上するとは言われているが、会計参与が作成した計算関係書類にどの程度の信頼が置かれることとなるのかということがこの制度の発展を左右することは言うまでもない⁽²⁹⁾。また、そもそも論ではあるが、会計処理について何らかのアドバイス等を公認会計士や税理士等が行う場合、それは専門家としての仕事であって、当然に信頼性ある処理がなされると思われるのであり、会計参与という専門家が関与することではじめて信頼性が確保されると考えるのはどうも理解しにくい。例えば、従来までの顧問税理士がアドバイスをした会計処理よりも、当該顧問税理士が会計参与として作成した計算関係書類の方が信頼性があると解釈すべきなのだろうか。やはり会計参与の存在意義を明確にしていく必要があると思われる。

さらに各論的な疑問として次のようなことがらを指摘しておきたい。

①「概要」では、「会計参与には帳簿作成の義務はないが、計算書類の作成義務があり、取締役には帳簿を作成するという義務が存在しているので、会計参与は会社の内容について取締役等に質問し、理解し、取締役等が作成した基礎資料を閲覧してその内容の妥当性をチェックし、帳簿残高と計算書類金額との整合性を確かめる⁽³⁰⁾」とするのだが、果たしてそのように明確に役割分担をすることが可能だろうか。つまり、「共同して作成する」のは計算関係書類であるが、それまでの手続はもっぱら取締役等が行うという解釈が妥当なのか疑問である。またこれに関連して、「行動指針」では、取締役が計算書類の基礎的資料の作成責任者であることを明らかにした「取締役申述書」を取り交わすこととしているが、これを得たからといって会計参与の責任が軽減されるわけではもちろんない。むしろこのことを「行動指針」にも明記すべきではないかと思われる。

②株主や債権者であることの確認については、その資格を有することの書面として会社に「閲覧・交付請求者資格証明書」を発行してもらい、それを提示した者を資格者として扱うことを原則としている。しかし、計算関係書類を会社に対して閲覧請求をする際に、實際上会社に何らの憶測も与えずに行うことは不可能であり、そのため、会社以外の第三者である会計参与に対しても閲覧請求できるとすることは、閲覧請求する側にとってはかかる余計な憶測等を生むことなく行える点で優れた制度であると考えられる。そうであれば、「閲覧・交付請求者資格証明書」を会社に発行してもらうこと

は、会社に対して閲覧請求することとかわりがなく、その実益が減殺されるのではないかと思われる。この点については、実務からの論点のフィードバックがあることを期待したい。

(1) 中小企業による計算書類の公告については、拙稿「計算書類の公告義務と中小企業の会計」広島法学二八巻一号一〇五頁以下(二〇〇四年)参照。

(2) 中小企業の会計をめぐる各界の動向については、拙稿「起業と会社法制」高橋弘他編『現代民事改革の動向Ⅱ』一六七―一六八頁(二〇〇五年、成文堂)参照。

(3) 詳細な経緯については、武田隆二編『中小会社の会計指針』一一―一二頁(二〇〇六年、中央経済社)参照。

(4) 経済産業省「ニュースリリース「中小企業の会計に関する指針」の改正について」(二〇〇六年四月二八日付)。同省のウェブサイトにてダウンロード可能(<http://www.meti.go.jp/press/20060428008/shishin-set.pdf>)。

(5) 会計参与の行動指針に関する検討委員会「「会計参与の行動指針」の概要」商事法務一七六七号二七頁(二〇〇六年)。

(6) 二〇〇六年八月二四日付日本経済新聞朝刊一六面。

(7) もっとも、この三〇〇社を多いと見るか少ないと見るかによって、会計参与の普及が進んでいないとみるか進んでいるとみるかに分かれであろう。なお、会計参与支援センターのウェブサイトによれば、「会計参与の身分証明の発行件数が八〇〇件を突破」(『税理士新聞』二〇〇七年四月一五日(一一九三号))と紹介されており、ここでは制度が着実に動き出そうとしていることがうかがえる(http://www.kaikei-sanyo.com/center_press02.htm)。

(8) 項目分けについては、相沢哲他編『論点解説 新会社法』三八三頁(二〇〇六年、商事法務)に拠った。

(9) 鳥毛拓馬「中小企業における会計参与制度の導入と活用」税経通信六一巻一―一七―一八頁(二〇〇六年)以下を参照して分類した。

(10) 前掲七九―八一頁。

(11) 会計参与設置会社を対象とした融資商品を取り扱っている金融機関として、中央

三井信託銀行、新銀行東京 東京都産業労働局、埼玉りそな銀行、北洋銀行、北陸銀行、富山銀行、山陰合同銀行、伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫があるとされる。日本税理士会連合会のウェブサイト (<http://www.nichizeiren.or.jp/taxpayer/kaikeisanyo.html>) 参照。

(12) リレーションシップバンキングについては、拙稿・前掲注(二)一七一一一七五頁参照。

(13) 鳥毛・前掲注(九)七九頁。

(14) 前掲八一頁。

(15) 前掲。

(16) 会計参与の行動指針に関する検討委員会・前掲注(五)二七頁。

(17) 前掲。

(18) ここでは、取締役が、計算関係書類の作成に必要な資料の追加提供を拒否する場合、または会計参与の訂正の要望に対して取締役が適切な訂正を行わない場合、結果として共同して計算関係書類を作成することができず、会計参与報告も作成できないとする(一般事項(6))。

(19) さらに、検討の結果、会計参与を辞任しない場合には、会計参与は株主総会に出席し、取締役と意見を異にした事項などの意見を述べ、また会計参与を辞任した場合は、辞任後最初に招集される株主総会に出席し、辞任の理由を述べるのが望ましいとする(一般事項(6))。

(20) 会計参与の行動指針に関する検討委員会・前掲注(五)三〇頁。

(21) 前掲三〇―三一頁。なおここでは、この合意日は、当該日付以降の変更、つまりは後発事象等の処理に影響するため、非常に重要な意味を持つものと考えられるとされる。

(22) 前掲三一頁では「取締役および使用人」とする。

(23) 前掲。

(24) 前掲三二頁。

(25) 前掲三三頁。

(26) 安藤英義「「中小企業の会計に関する指針」をめぐって」企業会計五七巻一一号

九八頁（二〇〇五年）。

(27)武田・前掲注（三）二〇―二一頁。なお、立法担当官の見解は、相澤哲・岩崎友彦「株式会社の計算等」商事法務一七四六号二六―二七頁（二〇〇五年）による。

(28)安藤・前掲注（二六）九九頁。

(29)この点に関し、太田達也「会計参与制度を活用した会社の機関設計」税経通信六一巻一一号七三頁（二〇〇六年）では、「会計監査のように、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を実施し、会計基準に準拠していない場合に不適正意見を出すという形で準強制力がある世界と異なり、中小企業の会計に関する指針に従ってチェックリストを作成し、その内容をめぐって会社と会計参与がどこに妥協点を見いだすのか、また、銀行がそもそもどこまで信用するのか、不透明な部分がつきまとう印象は免れない」と指摘される。また、稲葉威雄『会社法の基本を問う』一五八頁（二〇〇六年、中央経済社）においては、会計参与の制度の発展のためには、「会計参与の作成した計算書類が信用できるものであること、その計算書類がそれなりの信用をもつものとして取引社会で活用されること」の双方が必要であると指摘される。

(30)会計参与の行動指針に関する検討委員会・前掲注（五）三〇頁。

結語 総括とこれからの課題

本研究によって明らかになったこと、ならびにこれからの検討課題は以下の通りである。

- ・ 中小企業の決算公告等が義務化されており、ウェブ開示が認められている現在においては、この義務を遵守しないことは法令違反となる。
- ・ 最低資本金制度が撤廃されている現在、会社の債権者等にとっては計算書類等の信頼性を確保されることが極めて重要である。
- ・ これらのことから、中小企業会計基準が実務に即して策定され普及することが喫緊の課題となっている。
- ・ 会社法の制定により会計参与が導入され、金融庁のリレーションシップ・バンキング政策と組み合わせることにより、中小企業の会計の信頼性が格段に向上する可能性がある。
- ・ 会計参与は全く新規の制度であるため、そのための指針が公表されたが、計算書類の精度を高める効果よりもむしろ、会計参与の責任回避的な側面が目立ち、その作成した計算書類について債権者等の利便に供されるべきとの視点が欠けているかと思われる。
- ・ 比較法的には英国の会社法改正における Think Small First の政策、ならびに中小企業向けの会計基準である F R S S E の存在がわが国の法制を考える上で極めて有益な示唆を与えていた。しかしながら、わが国の会社法改正時期と重なっていたため、本研究の視点はわが国の制度の分析に重点を置かざるを得なかった。したがって、英国のこれらの制度等にかんする分析は引き続いての課題としたい。

以上のような成果を報告することができたが、ここから得られる次なる課題としては、先に述べた比較法の詳細な分析に加えて、債権者等のステイクホルダーの利益をどのように保護すべきか（例えば本研究からは、計算書類等の公告方法等が債権者の利便を考慮しているか否か）等の論点があげられよう。そしてこれらを検証することによって、中小企業法制をいかに構築すべきかという大きなテーマの解決への糸口がつかめるとと思われる。